

(3) 業務運営・財務内容等の状況  
自己点検・評価及び情報の提供  
評価の充実に係る目標

中期目標  
1-1. 自己点検・評価及び第三者評価に関する基本方針  
・ 教育研究及び業務運営の持続的改善活動に向けて、自己点検・評価の実施体制を整備する。  
1-2. 評価結果を大学運営の改善に活用するための基本方針  
・ 教育研究活動及び業務運営に関する自己点検・評価及び外部評価の結果を社会に公表し、自己改善の取組に活用する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	
		中期年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定
1-1. 自己点検・評価の改善に関する具体的方策				
【211】全学的テーマの設定、評価の項目・要素・観点の設定、客観的な資料やデータの収集・分析等を通じて自己点検・評価活動を支援する体制を拡充する。	【211】全学的テーマの設定、評価の項目・要素・観点の設定、客観的な資料やデータの収集・分析等を通じて自己点検・評価活動を支援する体制を拡充する。		（平成16～18年度の実施状況概略） 大学評価小委員会が中心となって、部局における自己点検・評価項目・要素の支援、認証評価及び法人評価に対応した評価の実行委員会の委員及び部局の事務担当者を対象に、認証評価に必要な部局の自己評価書の内容・作成方法を説明し、それを踏まえて各部局における評価基準・観点毎の取組状況について、大学で作成した記載式「観点カード」（京大方式）を用いて、大学全体の自己評価書として取りまとめた。 大学評価支援室においては関連する学内資料の収集、整理、提供を進め、「平成16・17事業年度に係る業務の実績に関する報告書」作成に際し、収集した評価情報の整理を図った。	引き続き客観的な資料の収集等の実施
			（平成19年度の実施状況） 平成18年11月に立ち上げた、大学評価小委員会と点検・評価実行委員会の委員と各研究科・学部等より選出の教員で組織するワーキンググループにおいて、大学機関別認証評価（平成19年度受審）の自己評価書の作成作業を行った。また大学評価支援室においては、上記認証評価に係る膨大な資料を収集・整理し、適宜自己評価書に反映させた。さらに、既存の委員会等の組織に加え、平成19年11月には、中期目標期間の業務実績報告書作成に係る「評価事務プロジェクトチーム」を設置し、より専門的事務の立場から報告書作成に加わっている。	
【212】部局等に自己点検・評価委員会を常置し、部局固有のテーマに関する自己点検・評価を多面的な視点に立って定期的			（平成16～18年度の実施状況概略） 平成16年度には多くの部局（34部局）に自己点検・評価に係る委員会が常置され、6部局が自己点検・評価を定期的に実施した。また、それぞれの委員長で構成される全学の自己点検・評価委員会において情報提供を行うなど、自己点検・評価の充実に向け取組も進められた。17年度には18部局、18年度には15部局において定期的な自己点検・評価が実施され、さらにデータベースの整備に取り組んだ部局もあった。	引き続き実施予定

	<p>【212】部局等に自己点検・評価委員会を常置し、部局固有のテーマに関する自己点検・評価を多面的な視点に立って定期的に実施する。</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 各部局における自己点検・評価に係る委員会で、一般的な課題と共に当該部局に固有の課題について、自己点検・評価を行い(19部局) 今後の課題を明確化し、改善への取組に役立てた。また、11部局(工、公共、生存研、数研等)において外部評価を実施し、5部局(法、医、経営、防災研、産官学セ)においては外部評価実施について検討・準備を進めた。</p>	
<p>【213】国内外の有識者による外部評価を積極的に活用する。</p>	<p>【213】国内外の有識者による外部評価を積極的に活用する。</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 世界的に評価されている内外の研究者や有識者による外部評価を、平成17年度には基礎物理学研究所や経済研究所等、平成18年度には公共政策連携部や生存圏研究所等の複数の部局で実施した。さらに外部評価を通じて提起された課題の改善に向けての取組を策定し、その達成に努めた。平成18年度には外部評価の際に現地検分を行った部局(化学研究所)もあった。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 11部局において外部評価を実施し、法、医、経営、防災研、産官学セにおいては国内外の有識者による外部評価実施について検討・準備した。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
<p>1-2. 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p>			
<p>【214】自己点検・評価等の評価結果をホームページ等により学内外に公表し、多様な意見を聴取して大学運営の改善に反映させる。</p>	<p>【214】自己点検・評価等の評価結果をホームページ等により学内外に公表し、多様な意見を聴取して大学運営の改善に反映させる。</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 法人評価における毎事業年度の業務実績報告書とその評価結果、活動報告書及び部局自己点検・評価報告書、外部評価報告書、学内外の先生による授業評価等々を冊子やホームページ、上り公開し、インターネットを通じて広く内外の意見を聴取する体制を採った。委員会の意見については、評価担当理事が総長、関係理事、委員事務部等に報告し、今後の改善に向けた取組を促すことと、評価活動を見直すための材料としている。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 平成18事業年度の業務実績報告書およびその評価結果と機関別認証評価の自己評価書等について、また部局等で実施した自己点検・評価(文、理、生命、防災研、り学内外に公表した。聴取した意見等については、関係理事、委員会、事務部等へ報告し、今後の改善に向けた取組を促すことと、継続的な評価活動の見直し等のための検討材料としている。要する結果のうち、特に改善等を要するものについて、関係理事等を中心として、改善を図った。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
<p>【215】評価結果を基に改善のための課題を明確化するとともに、取組可能な改善計画を策定し、段階的な改善を図る。</p>	<p>【215】評価結果を基に改善のための課題を明確化するとともに、取組可能な改善計画を策定</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 法人評価における毎事業年度の業務実績に係る評価結果を評価担当理事が総長、関係部等に周知した。さらに、改善項目を抽出すると共に改善策を策定し、例えば平成17年度には、若手研究者育成に係る予算配分、情報セキュリティの基本方針に係る学全生会への周知など取組の明確化を行い、18年度には京都大学全学対生会を設立するなどの改善を行なった。また部局に対しては、点検・評価実行委員会等を通じて、継続的な改善の重要性に対する意識の向上を図った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 各部局毎に、自己点検・評価、外部評価、授業評価等の結果を踏まえ、課題の抽出・分析、改善への取組に努めている。</p>	<p>引き続き実施予定</p>

し、段階的な改善を図る。

また、評価結果を研究教育環境の整備に反映させるシステム等について検討している部局もある（エネ研、経済研）。なお、全学的には「平成18事業年度に係る業務の実績」についての評価により、「e-Learningシステムでの講習などへの利用が十分ではない」旨の指摘を受け、受講を促進するなどの改善を図った。また、機関別認証評価の結果については、その改善点を点検・評価実行委員会等を通じて各部局へ周知し、改善への協力を求めた。

(3) 業務運営・財務内容等の状況  
自己点検・評価及び情報の提供  
情報公開等の推進に関する目標

中期目標  
2-1. 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する基本方針  
・ 教育・研究活動のほか多様な活動状況、さらには財務内容や管理運営に関する情報を公開し、社会に対する説明責任を果たす。  
2-2. 学術情報の収集とデータベース化に関する基本方針  
・ 多様な学術情報の恒常的な収集とデータベースの構築に努める。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期年度	判断理由（計画の実施状況等）	
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定
2-1. 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策				
【216】ホームページの充実と管理等に対する全学の責任体制構築を速な広報活動を実施するための事務支援組織を整備する。	/	/	（平成16～18年度の実施状況概略） 広報委員会のホームページ企画専門部会が「京都大学ホームページシ」の内容について維持管理を行っている。また、専従の職員の配置してホームページの運用責任者を置いて、管理責任を明確にしている。 平成18年4月には全学の効果的な広報活動の企画・立案機能の充実に図るため、総長直属の組織として「秘書・広報室」を設置するとともに、全部局の広報担当者による「広報担当者連絡会」を平成19年3月に設置し、広報体制の強化を図った。	円滑かつ迅速な広報活動を実施するための事務支援組織を整備する。
			（平成19年度の実施状況） 全部局の広報担当者からなる広報担当者連絡会において、広報・ホームページへの迅速な情報提供のため、広報にかかる基本方針、広報活動等に関する現状調査の概要、ホームページへの情報提供等、全学の広報担当者の情報共有、研究成果の記者発表に関する方法手順・資料作成に係る確認を行う等、事務支援組織の充実を図った。また平成18年4月に設置した秘書・広報室により、総長・役員等のホームページ等を活用した情報発信を迅速に実施することができた。	
【217】教育の具体的内容や卒業生の進路状況に関する情報等、教育関連情報を積極的に公開する。	/	/	（平成16～18年度の実施状況概略） 教育の具体的内容は、各学部・研究科の学生便覧や学修要覧等、シラバス等の冊子やホームページで公開している。卒業生・修了生の進路状況については、ホームページに就職情報欄を設けて公開している。さらに、キャリアサポートセンターでは、進路状況の調査結果を「就職先一覧」としてまとめ、学生向け就職活動支援用冊子「就職のしおり」を作成し、配付した。	引き続き、教育に関する情報の積極的な公開に努める。
			（平成19年度の実施状況） 教育内容はシラバス、学修要覧等冊子やホームページで公開している。また、学部学生・大学院生の進路状況や産業別就職状況についてもホームページに就職情報欄を設けて公開した。	
【218】全学及び各部局の広報	/	/	（平成16～18年度の実施状況概略）	全学及び各部局の

<p>体制を整備し、広報活動の確保に努める。</p>	<p>【218】全学及び各部局の広報体制を整備拡充するとともに、関係委員会においてプライバシー保護等の広報倫理の確保に努める。</p>	<p>平成17年度には、広報センターを本部棟から百周年時計台記念館へ移転し、さらに、医学部附属病院に秘書広報掛を設置するなどの取組を行った。また、広報倫理の在り方等について、広報委員会において検討を行った。18年度には、戦略的な広報活動を行うため、広報担当理事の下に「広報活動の企画戦略ワーキング・グループ」を設置した（平成18年5月）。さらに、全部局の広報担当者で組織する「広報担当者連絡会」を設置し（19年3月）、広報体制の整備拡充を図った。また、プライバシー保護等の広報倫理の確保に努めるため、広報委員会の下に「広報倫理専門部会」を設置することとした。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 全部局の広報担当者からなる広報担当者連絡会において、広報・ホームページへの迅速な情報提供のため、広報にかかる基本方針、広報活動等に関する現状調査の概要、ホームページへの情報提供等、全学の広報担当者の情報共有、研究成果の記者発表に関する方法手順・資料作成に係る確認を行う等、広報体制の充実を図った。また、広報委員会の下に広報倫理専門部会を設置し（平成19年4月）、プライバシーの尊重、著作権の尊重等について定めた「広報倫理ガイドライン」を作成（20年1月）するとともに、全学に周知した。なお、部局においても広報委員会等を設置し、プライバシーに配慮した広報活動に努めた。</p>	<p>広報体制を整備し、拡充を図るとともに、機能の向上を図る。</p>
<p>【219】定例記者会見及び必要に応じて臨時記者会見を実施し、最新の大学情報を正確かつ迅速に、分かりやすい形で提供する。</p>	<p>【219】定例記者会見及び必要に応じて臨時記者会見を実施し、最新の大学情報を正確かつ迅速に、分かりやすい形で提供する。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 大学情報を正確かつ迅速に発信するため、平成16～18年度に総長記者会見（20回）、広報担当理事記者会見（24回）、その他の記者会見（48回）を開催し、大学に関する情報の正確かつ迅速に公表した。記者会見では、平易な説明資料の提供のため、必要に応じて資料を事前配付し、質問に答えた。これら記者会見の概要を大学ホームページの「ニュースリリース」欄に掲載・公表した。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 総長記者会見（15回）、広報担当理事記者会見（5回）、その他の記者会見（21回）を実施した。また、研究成果の記者発表に当たって必要な準備並びに留意事項について取りまとめ「研究成果発表の記者レクについて」を作成し、広報担当者連絡会等を通じて各部局へ周知を図った。</p>	<p>定例記者会見及び必要に応じて臨時記者会見を実施し、最新の大学情報を正確かつ迅速に提供する。</p>
<p>【220】教育研究活動のほか、学内諸活動に関するデータの収集に努め、情報の記録保存（アーカイブ化）を図る。</p>	<p>【220】教育研究活動のほか、学内諸活動に関するデータの収集に努め、情報の記録保存（アーカイブ化）を図る。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 大学文書館において、各部局から移管された非現用法人文書、刊行物等の管理・保存を行った。なお、今後の利用に対応するため、非現用法人文書のうち重要なもの（例：50周年記念式典関係書類、予算書類、学報等）についてはマイクロフィルム化するなど、記録の保存を図っている。また、平成18年度から、約20部局において、自己点検・評価活動を促進するため、教育研究活動や学内諸活動に関するデータ収集の実施もしくは実施の検討を開始している。さらに、フィールドワークを特長とする京都大学の伝統の中で蓄積された、膨大なフィールドワークに関する資料、標本、映像、音声などの記録のうち、特に映像資料に焦点を当てて公開・保存するため、「デジタル・アーカイブ」（仮称・平成20年度設立予定）構想について検討を進めている。</p> <p>（平成19年度の実施状況） フィールドワークを特長とする京都大学では、膨大な資料、標本、</p>	<p>引き続き実施予定</p>

	<p>集に努め、情報の記録保存（アーカイブ化）を図る。</p>	<p>映像、音声などの記録が残されており、その中から特に映像資料に焦点を当て、保存するための組織「デジタル・アーカイブ（仮称）」について、総合博物館及びフィールドワーク関連部局において、施設設備の具体的な設計、展示用コンテンツ等の検討を行った。大学文書館では各部局から移管を受けた非現用法人文書等の管理・保存を引き続き行っている。また、独自に研究活動のアーカイブ化を進めている部局もある。</p>	
<p>2-2．学術情報の収集とデータベース化に関する具体的方策</p>			
<p>【221】学術情報の全学的収集・提供体制を整備する。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 平成16～18年度で附属図書館及び部局図書室等において、電子ジャーナル約12,000種、文献情報データベース45種、学生用図書資料約27,780冊、留学生用図書資料約1,600冊、研究用図書資料約304,900冊を収集して提供を行った。また、学術情報リポジトリの構築を推進し、公式サイトを立ち上げた。</p>	<p>（平成19年度の実施状況） 附属図書館及び部局図書室等において、電子ジャーナル約25,500種、文献情報データベース46種、学生用図書資料約12,700冊、留学生用図書資料約900冊、研究用図書資料約79,800冊の提供を行った。また、学術情報リポジトリ構築を推進し、ホームページで公開している。今年度は研究科の紀要等の登録を行った結果、コンテンツ登録数は約12,000件を超えた。</p>	<p>引き続き学術情報の全学的収集・提供体制を整備する。</p>
<p>【222】学術情報の公開を通じて、社会に対する説明責任を果たす。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） ホームページ、刊行物等の各種媒体をはじめ、公開講座やオープンキャンパス等を通じて学術情報の公開を図った。また、学術情報リポジトリの構築を推進し、公式サイトを立ち上げるとともに、数理解析研究所講義録や経済学研究科「経済論叢」を登録した。さらに、研究者と研究成果に関する情報を公開するための研究者総覧データベースを構築し、本学のホームページに公開した。</p>	<p>（平成19年度の実施状況） 大学内の学術情報を公開するため、学術情報リポジトリ構築を推進し、ホームページで公開している。今年度は研究科の紀要等の登録を行った結果、コンテンツ登録数は12,000件を超えた。また、ホームページ、刊行物等の各種媒体をはじめ、公開講座やオープンキャンパス等を通じて学術情報の公開に努めた。</p>	<p>引き続き学術情報の公開を通じて、社会に対する説明責任を果たす。</p>

## (3) 自己点検・評価及び情報の提供に関する特記事項等

## 1. 特記事項

## 【平成16～18事業年度】

## 自己点検・評価体制の整備・充実

国立大学法人化に伴う新たな大学評価スキームに対応するために、従来は大学評価委員会の下に並列配置されていた自己点検・評価等専門委員会と第三者評価専門委員会の連携を強化することとし、学内評価組織の整備について検討した結果、下記を基本とする新体制を構築した。

「大学評価委員会」をこれまでどおり部局長を中心とした構成とし、委員会としての合意形成機能を果たす機能を持たせる。

専門委員会を置かず、各部局における点検・評価委員会の委員長もしくは副委員長を中心とした構成の「点検・評価実行委員会」を大学評価委員会の下に置き、基本方針に基づいた実施機能を果たし、各部局とのパイプ役となって連携を強化する。

中長期的観点から、評価の方針や方法、評価情報の活用や評価関係組織の見直し等を検討する「大学評価小委員会」を常置して大学評価委員会の企画機能を果たし、教育研究組織の設置・改廃、その他将来構想に係る事項について検討する企画委員会との連携を図る。

「大学評価支援室」を設置し、大学評価に関する情報収集、大学評価委員会の活動に対する支援、部局等における教育研究活動の状況に関する点検・評価活動に対する支援を行う。

これらの組織を中心として、全学及び学内における自己点検・評価への取組み並びに支援を行っており、さらに、平成16年度から始まった国立大学法人評価委員会による「各年度における業務実績に関する評価」や大学評価・学位授与機構による「機関別認証評価」、「法科大学院認証評価」などに取り組んでいる。

## 全学教育シンポジウムの開催

全学教育シンポジウムは、本学の教育を部局の壁を越えて自由に意見交換する場となることを目的とし、平成8年度より毎年1回1泊2日の研修形式で実施している。過去には全学共通教育の諸問題を主テーマとし、本シンポジウムでの議論をもとに、例えば全学共通教育の企画・運営・実施にかかる全学的な責任組織「高等教育研究開発推進機構」の設置の先鞭をつけるなどの改善につながる成果を挙げた。

特に平成17年度は高等教育研究開発推進機構と大学評価委員会の共催により「学部教育・大学院教育の質の改善と自己点検・評価」をテーマに、中期計画や大学評価の基準・観点を念頭に置きながら、教育の質の改善をどのように具体化するか、質の高い自己点検・評価の実施をどうすべきか

などについての討論と報告を行った。また、6テーマに分かれた分科会においても、2つの自己点検・評価ワークショップ「学部教育・大学院教育の自己点検・評価に向けて」及び「研究評価をどう考えるか」を設け、特に、いわゆる「認証評価」に視点を合わせた討論を積極的に行った。このシンポジウムには、教員・事務職員を合わせて229名が参加した。

平成18年度は「責任ある教育体制とは何か-京都大学における将来像を問う-」をテーマに、教育改善のための体制が整備され、かつ機能しているかという教育制度の根幹に関わる課題を取り上げるとともに、職員が担うべき教育支援の在り方など、全学的な教育体制を改めて問い直すことにより、本学のあるべき教育の将来像を描くことを目指した討論が行われた。

特に、「職員の教育支援の在り方は？」と題する分科会において教育支援の実態および将来への発展について議論した。教務関連に携わる職員のみならず、経理、施設、総務等の異なるセクションからの職員が一堂に会する機会であったため、「教育支援」について総合的な議論ができ、現状および今後の活動に対する問題点の把握ができた。シンポジウム参加者は教職員240名で、そのうち事務職員47名が参加し、教員と職員がともに教育を考えていく体制が少しずつではあるが進みつつある。

平成19年度は、教育再生会議の提言や中央教育審議会の答申等、社会から求められる高等教育の将来像を踏まえ、特に評価、運営交付金、学部教育・大学院教育、国際化、ユニバーサル化をキーワードに第 期中期目標・計画に係る評価から第 期中期目標・計画策定へ向けて、本学が掲げる「自由の学風」の理念をいかに継承・発展させつつかを問い直すことにより、今後進むべき学部・大学院教育のあり方を探ることを目指し、233人の参加者による討論を行った。また、「自学自習を根幹とする京都大学の教育の現状と課題」について文系、理系に分けての討論や「学部教育における研究所・センターが果たすべき役割」など5つの分科会において、積極的な討論が行われた。これらの内容については、「報告書」にまとめられ公表した。

## ファイナンシャルレポート（財務報告書）の刊行による説明責任の取組

本学の財政状況及び運営状況を財務諸表上の数値だけでなく、特徴的な活動や成果を織り交ぜながらわかりやすく説明した財務報告書を国立大学法人として最初にとりまとめ、「Financial Report 2005 財務報告書」として広く学内外の関係者に配布した。

このファイナンシャルレポートでは、本学の活動を広く支える国民、地域住民、企業、学生、卒業生、附属病院患者等の利害関係者（ステークホルダー）ごとに、それぞれが関心を持つ活動を整理・分析して解説しており、大学としての説明責任を強く意識しつつ、法人化により社会に開かれた大学運営を行おうとする本学の姿勢を明確にした。なお、この取組みは

「Financial Report 2006 財務報告書」、「Financial Report 2007 財務報告書」と継続して発行している。

**外国語のホームページ等による情報発信の充実**

教育研究の国際化を推進する上で、我が国の地理的条件から東アジアに目を向けた広報活動が大切である。

特に、近隣の中国や韓国からの留学生が多いことから、従来の英語ばかりではなく、中国語や韓国語による情報提供が重要である。本学では、平成18年4月より中国語と韓国語のホームページを開設した。特に、中国語については10月からトピックスとして時宜にあった内容を掲載するようになって、中国からのアクセス数（ヒット数）が飛躍的に伸び、平成17年度の178,440件から平成18年度には547,988件に3倍以上となった。

また、従来からの英文ホームページについても、英語版の研究者総覧において、研究者リストと研究内容の充実を図るなど、より情報発信の充実に向け、取り組んでいる。

**【平成19事業年度】**

**自己点検・評価体制のさらなる充実に向け「評価事務プロジェクトチーム」設置**

京都大学においては、「大学評価委員会」、「大学評価小委員会」、「点検・評価実行委員会」および「大学評価支援室」を中心として大学全体の評価活動を担ってきた。しかしながら、今後の評価においては、事務本部として、データの収集・蓄積方法などに精通した経験豊かな人材の養成が重要である。このような視点より、平成20年度に実施される「中期目標期間の業務実績評価」の評価業務については、部課の組織単位の壁を越え、それぞれ幅広い経験・能力・意欲をもった人材を集めた「評価事務プロジェクトチーム」を設置し、評価業務を機動的に処理するべく作業を行った。

**各部局における自己点検・評価への取組みに基づき情報発信**

大学は、学校教育法により、自大学の教育研究水準の向上に資するため、教育・研究・組織・運営・施設・設備の状況について自ら定期的に点検・評価を行い、その結果を公表することが規定されている。これを踏まえ、平成16年度より平成19年度の期間中、各部局において、次に示すと通りの自己点検・評価の取組が実施され、その結果が公表された。今後は、さらに評価結果を教育・研究等の業務内容に活かす取組を進めていくことが重要な課題である。

**【平成16年度～平成19年度の部局における自己点検・評価の実施状況】**

平成16年度	6部局	平成17年度	18部局
平成18年度	15部局	平成19年度	19部局

**2. 共通事項に係る取組状況**

**【平成16～18事業年度】**

**情報公開の促進が図られているか。**

**情報発信に向けた取組状況**

本学の教育研究等に関する諸情報については、以下の通り多様な広報媒体を活用し、提供している。

- ・ホームページ
- ・京都大学メールマガジン
- ・総長等による記者会見
- ・広報にかかる基本方針に基づく、プライバシー保護等の広報倫理の確保に努めるための「広報倫理ガイドライン」の策定
- ・研究者総覧データベースの構築
- ・全学共通教育に係る全学組織「高等教育研究開発推進機構」：ホームページでの情報発信（INFORMATION、TOPICS、授業情報等）
- ・学外、携帯電話からもアクセス可能な「KULASIS（京都大学教務情報システム）」：シラバス、授業変更、休講、試験・レポート等の教務情報や授業資料を「早く・わかりやすく・確実に」提供している。
- ・パンフレット、学生向け広報誌「共通教育通信」等の冊子
- ・平成17年度より、オープンコースウェア（OCW）を構築し、学内で行われている講義の教材をウェブにて公開し、国内外の研究者や社会人等に提供した。

また、各学部・研究科においても、便覧や履修の手引き等により、情報発信を行っている。

**【平成19事業年度】**

**情報公開の促進が図られているか。**

**情報発信に向けた取組状況**

引き続き、多様な広報媒体を活用し、提供している。

- ・英文ホームページの公開
- ・研究者総覧データベースの京都大学ホームページにおける公開
- ・機構ホームページ及び機構パンフレットのリニューアルを行いさらなる情報発信の充実を図った。KULASISについては全学展開を図ることとなり、先行部局として工学部・工学研究科を対象に運用を開始した。
- ・各学部・研究科においては、引き続き、便覧・履修の手引き等の冊子類やホームページの充実を図り、シラバスなどの教育情報を公開している。また、オープンコースウェアについては総長懇談会を開催し、情報提供者の増加に努めた。
- ・経済支援に関する情報をより充実させるため、民間奨学金団体の一覧（団体名、募集人員、給貸金額等）及び平成18年度の実績（入学料免除、授業料免除、奨学金等の出願・採用人数、免除・貸与金額等）をホームページに掲載した。
- ・オープンコースウェアの充実を図り、100以上の講義ノートと100の映像コンテンツをアップした。また、京都大学オープンコースウェアのアクセス数は100万アクセス（30分以上サイトに滞在）を超えた。



業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他の業務運営に関する重要事項  
 施設設備の整備・活用に関する目標

- 中期目標
- 1-1. 施設等の整備に関する基本方針
    - ・ キャンパス及びスペースの環境整備に関する基本方針及び長期的な構想を明確化し、良好なキャンパス環境の創造を目指す。
  - 1-2. 施設等の有効活用に関する基本方針
    - ・ 質の高い教育研究活動を展開するための重要資源として、土地、建物、設備、エネルギー等を全学的観点から高度有効活用を図る。
  - 1-3. 施設等の機能保全・維持管理に関する基本方針
    - ・ 教育研究活動の拠点に相応しい施設水準を確保し、安全で良好な施設設備の機能保全と維持管理を図る。
  - 1-4. 施設等の新たな整備手法の導入推進に関する基本方針
    - ・ 施設費補助金のみならず、多様な手法の導入と財源の確保に努め、自律的な施設設備の効果的・効率的整備を目指す。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期年度	判断理由(計画の実施状況等)	
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定
1-1. 施設等の整備に関する具体的方策				
【223】既存スペースの利用実態や既存施設の利用状況を把握するための施設マネジメント体制を構築し、情報ネットワーク等の活用によりユーザー自身の自律的な施設の有効利用に向けた取組を促進する。	/		(平成16～18年度の実施状況概略) 既存スペースの利用実態や既存施設の利用状況を把握するため、組織の再編により施設・環境部に、平成17年4月に施設の有効活用に関する事務を行う「施設活用課」を設置し、施設マネジメント体制を構築した。 また、情報ネットワークの活用による「Net-FM施設利用管理システム」(42部局に輸入完了、27部局入力完了)及びグループウェア等を利用し、現有施設の情報検索や使用状況をもとに施設の予約を行うなど、ユーザー自身が自律的に会議室等を有効活用できるよう努めている。	引き続き実施予定
			(平成19年度の実施状況) 情報ネットワークを活用した「施設利用管理システム」(42部局に輸入完了、28部局入力完了)の改善運用方法を検討し、利用者には有益な施設情報である施設実態調査図面、共同利用スペースやレンタルスペースの利用状況等のダウンロードサービスを提供出来るよう作業を進めるとともに、利用者の入力作業の負担軽減のため施設利用状況把握に必要な最小限の入力項目を設定し、ユーザー自身の自律的な施設の有効利用に向けた取組を促進した。	
【224】教育研究・国際交流・社会貢献・学生支援・医療等の観点による施設の確保及び整備拡充に関する計画を立案し、屋外環境やバリアフリー等にも配慮しつつ、その推進に努める。			(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年4月に施設整備委員会を設置し、役員会の諮問に基づき、全学的な施設の確保及び整備拡充に関する計画を立案し、屋外環境やバリアフリー(スロープ・エレベーター・身障者用トイレの設置等)等にも配慮しつつ、施設整備費補助金等にてその推進に努めた。 上記により、飛散性アスベストの除去を終え、安全安心な教育研究環境の再生を図った。	引き続き実施予定

	<p>【224】教育研究・国際交流・社会貢献・学生支援・医療等の観点による施設の確保及び整備拡充に関する計画により、屋外環境やバリアフリー等にも配慮しつつ、その推進に努める。</p>	<p>また、施設担当理事の下に「耐震補強を中心とした地震防災検討会」を設置し、「京都大学耐震化推進方針」（平成18年5月）を策定し、本方針に基づいて国に補助金の要求を行い、約8万㎡の耐震改修事業の予算を確保するとともに、予算措置されたもの等を含め、平成18年度に耐震化率が63%から73%に向上した。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 施設整備委員会において、全学的な施設の確保及び整備拡充に関する計画立案を行っている。屋外環境やバリアフリー（スロープ・エレベーター・身障者用トイレの設置等）等にも配慮しつつ、平成19年度は、吉田、宇治、熊取及び大山地区の耐震対策事業等の施設整備を行った。これらの施設整備により、約8万㎡の施設（吉田キャンパスでは理学部1号館他14棟、宇治キャンパスでは宇治地区研究所本館、熊取キャンパスでは研究棟、大山キャンパスでは霊長類研究所本館）の耐震化が完了し、予算措置されたものを含め、耐震化率が73%から76%に向上した。また、目的積立金を活用した「京都大学重点事業アクションプラン2006～2009」にて、学生支援に係わる整備等に3,582百万円を重点的に配分し、プランの実施に向け作業を進めている。</p>	
<p>1-2．施設等の有効活用に関する具体的方策</p>			
<p>1-2-1．土地の有効活用</p>			
<p>【225】既存土地の活用状況に関する点検・評価の実施体制を整備する。</p>	<p>【225】（17年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 各キャンパスの既存土地の効率的な運用を促進するため、平成17年4月に施設・環境部を再編し施設活用課を設置、関係部局等の協力を得ながら維持管理範囲を明確にするるとともに、土地の有効利用のための評価情報を施設整備委員会等に提供し、戦略的整備計画の基礎資料として活用している。</p> <p>有効活用の実施状況 平成17年度 吉田キャンパスの駐車場及び駐輪場等の現状把握 平成18年度 ・橋町宿舍の用途変更を行い、女性研究者支援施設へ転用 ・旧泉殿町宿舍用地を学内附置研究所・センターと吉田地区との連携交流拠点に転用 ・大山職員宿舍の空室利用による外国人研究者・学生等との相互利用を実施 ・本部構内のシンボル等として、百周年時計台記念館北広場の整備</p> <p>（平成19年度の実施状況） 旧泉殿町宿舍用地の既存建物を改修することにより、平成19年7月から、学内附置研究所・センターの吉田地区における連携交流拠点「吉田泉殿」として、産官学連携、国際交流、全国共同利用・学内共同利用の推進、各種会議・研究会等に利用している。 なお、女性研究者支援施設は、平成19年4月から「女性研究者支援センター」としての活動を行っている。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
<p>【226】土地の有効活用を推進するための方策を策定し、改善に努める。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 土地有効活用を促進するため、以下のとおり改善に努めた。</p> <p>有効活用の実施状況 平成17年度</p>	<p>引き続き実施予定</p>

	<p>【226】土地の有効活用を推進するための方策を策定し、改善に努める。</p>	<p>吉田キャンパスの駐車場及び駐輪場等の現状把握 平成18年度 ・橋町宿舍の用途変更を行い、女性研究者支援施設へ転用 ・旧泉殿町宿舍用地を学内附置研究所・センターと吉田地区との連携交流拠点に転用 ・犬山職員宿舍の空室利用による外国人研究者・学生等との相互利用を実施 ・本部構内のシンボル等として、百周年時計台記念館北広場の整備</p> <p>(平成19年度の実施状況) 旧泉殿町宿舍用地の既存建物を改修することにより、平成19年7月から、産官学連携、全国共同利用等の推進、研究会等に利用を開始した(利用率(利用回数/開館日数)約84%(開館日数182日、利用回数153回)、延べ利用人数1,638人)。また、女性研究者支援施設は「女性研究者支援センター」としての活動を行っている。さらに病院東構内施設の高層・集約化を図りつつ、病院西構内施設の集約配置を図るなど、病院東・西構内を一体的にとらえた効率的な土地の有効活用を推進するため病院構内マスタープランを策定した。また、稼働率が低い宇治の単身教職員用宿舍を建て替えて高層化し、教職員宿舍と外国人研究者用の宿泊施設の機能を兼ね備えた施設的设计に着手した。</p>	
<p>【227】魅力あるキャンパスづくりのために屋外空間の整備を図る。</p>	<p>【227】魅力あるキャンパスづくりのために屋外空間の整備を図る。</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 魅力あるキャンパスづくりのため、本学のキャンパスアメニティ計画に基づいて、本部構内百万遍門付近及びそれに続く構内幹線道路を歩車分離、植栽等により、身体障害者にも配慮した歩行者優先の整備を行った。また、本部構内のシンボル等として、百周年時計台記念館北広場の整備を実施した。その他のキャンパスにおいても、植栽や身障者駐車場、駐輪場の整備等に努めた。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 吉田キャンパスでは、部局において植栽の手入れや駐輪場の整備等、桂キャンパスでは、福利保健管理棟での芸術作品の展示間や伐材を使用した椅子の設置等、宇治キャンパスでは外灯の整備等を行い、安全安心な屋外空間の整備等をそれぞれ行った。また、病院東・西構内を一体的にとらえた効率的な土地の有効活用を推進することを目的に策定した病院構内マスタープランの中で、魅力あるキャンパスづくりのために屋外空間の整備方針を明確化し、今後、これに基づき整備を図る予定である。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
<p>1-2-2. 施設の有効活用</p>			
<p>【228】既存施設の活用状況についての点検・評価の実施体制を整備する。</p>	<p>【228】(17年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成17年4月に、施設・環境部に「施設活用課」を設置し、既存施設の活用状況についての点検・評価の実施体制を整備した。また、平成16年度に導入した「施設利用管理システム」により、学部の部屋名、使用者名、面積等、使用状況の把握を継続して行った。さらに、本部構内再配置計画の見直し、スペースチャージ及び部局間に格差のある必要面積保有率の是正等の方針について、審議を行っている。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 施設設備に関連した資産の運用システムを構築し、施設・スパー</p>	<p>引き続き実施予定</p>

		<p>その有効活用を図るため、本部構内再配分し、整備率の改善を図った。</p>	
<p>【229】施設設備に関連した資産の運用システムを構築し、施設・スペースの適切な再配分を通じて、その有効活用（教育学的・先端的プロジェクト研究等）に保、講義室・ゼミ室・会議室の稼働率の向上）を図る。</p>	<p>【229】施設設備に関連した資産の運用システムを構築し、施設・スペースの適切な再配分を通じて、その有効活用（教育学的・先端的プロジェクト研究等）に保、講義室・ゼミ室・会議室の稼働率の向上）を図る。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 施設設備に関連した資産の運用システムを構築し、施設・スペースの適切な再配分を通じて、その有効活用（教育学的・先端的プロジェクト研究等）に保、講義室・ゼミ室・会議室の稼働率の向上）を図る。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 施設設備に関連した資産の運用システムを構築し、施設・スペースの適切な再配分を通じて、その有効活用（教育学的・先端的プロジェクト研究等）に保、講義室・ゼミ室・会議室の稼働率の向上）を図る。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
<p>1-2-3. 設備の有効活用</p>			
<p>【230】設備の設置状況等の実態把握に努め、その有効活用を図る。</p>	<p>【230】設備の設置状況等の調査マニュアルを策定し実態把握に努めるとともに、既存設備の有効活用を図る。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 教育研究装置類や共通機器類等の設置状況等については、その実態の適切な把握に努め、再利用が可能な装置・機器類等についてはホームページ上で供用公募を行うことにより、教職員間における情報の共有をおこない有効活用を図っている。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 教育研究装置類や共通機器類等の設置状況等については、その実態の適切な把握に努め、再利用が可能な装置・機器類等についてはホームページ上で供用公募を行うことにより、教職員間における情報の共有をおこない有効活用を図っている（平成19年度供用公募実績 5,084件）。</p> <p>また、吉田地区各建物の設備の設置状況（受変電設備、分電盤、空調設備、照明設備等）については、調査マニュアル（吉田地区施設カルテ調査計画書）により実態を把握し、在庫リストを作成し、既存変圧器等の有効活用を図った。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
<p>【231】既存設備の有効活用を推進するとともに、不用設備の適切な処分等を実施する。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 教育研究装置類や共通機器類等の設置状況等については、その適切な把握に努め、再利用が可能な装置・機器類等についてはホームページ上で供用公募を行うことにより、教職員間における情報</p>	<p>引き続き実施予定</p>

		<p>の共有をおこない有効活用を図るとともに、有効活用の途がない設備等については、売り払いや廃棄など適切な処分等に繋げている。また、各建物の受変電設備や空気調和設備等については、調査時に施設カルテ調査計画書を作成してその実態把握に努める一方、在庫リストや再利用計画を作成して既存建物設備の有効活用を図っている。更に、設備整備計画（マスタープラン）に、学内・学外の共同利用を促進する支援体制の強化を明示すると共に、利用時間の少ない設備や老朽化が進んだ設備については積極的に売却・廃棄を図ることとしている。</p>	
<p>【231】既存設備の有効活用を推進するとともに、不用設備の適切な処分等を実施する。</p>		<p>（平成19年度の実施状況） 【計画番号230と同じ】 教育研究装置類や共通機器類等の設置状況等については、その実態の適切な把握に努め、再利用が可能な装置・機器類等についてはホームページ上で供用公募を行うことにより、教職員間における情報の共有をおこない有効活用を図った（平成19年度供用公募実績 5,084件）。また、吉田地区各建物の設備の設置状況（受変電設備、分電盤、空気調和設備、照明設備等）については、調査マニュアル（吉田地区施設カルテ調査計画書）により実態を把握し、在庫リストを作成し、既存変圧器等の有効活用を図った。</p>	
<p>1-2-4. エネルギーの効率的利用及び有効活用</p>			
<p>【232】電気・ガス・水等のエネルギー使用実態の把握体制を整備する。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 平成17年4月に施設・環境部に「施設活用課」を設置して、全学的なエネルギー使用実態の把握体制を整備するとともに、各部局においてもエネルギー管理主任者及び管理要員等を配置するなど、エネルギーの使用状況の把握体制を整備した。18年度には、引き続き吉田キャンパスの各部局におけるエネルギー使用実績をグラフ化してホームページに掲載することで、省エネルギーの啓発を図った。また、部局の省エネルギーの運用状況についてヒアリングを行い、エネルギー削減の具体的な指導、啓発活動の実施、及び主要部局等の巡視点検等により、主要キャンパスにてゴールデンウィーク中に約3%のエネルギー削減を実現した。さらに、省エネ対策として、吉田食堂空調設備工事を実施した。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
	<p>【232】（17年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）</p>	<p>（平成19年度の実施状況） エネルギー使用実態の巡視点検・ヒアリング等により、各部局の省エネルギーの運用状況を把握し、省エネルギーの具体的な指導、啓発運動を行った結果、例えば、主要キャンパスではエネルギー削減に努め、ゴールデンウィーク期間については前年度比約1.3%減を実現した。また、「京都大学省エネルギー推進方針」（平成19年4月）のエネルギー削減中長期計画に従い、照明設備の高効率化等の推進を図ることとした。なお、省エネルギーの一層の推進のため、設備改修による原単位あたり1%削減を実施するための原資として、環境賦課金制度を創設した。</p>	
<p>【233】エネルギーの効率的利用と有効活用を図り、省エネルギーの啓発と実施に努める。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 「京都大学省エネルギー推進方針」を策定し、本学のエネルギーの効率的利用と有効活用に係る方針を明確にした。また、吉田キャンパスの各部局におけるエネルギー使用実績をグラフ化してホームページに掲載するとともに、各部局のエネルギーの運用状況についてヒアリングを行い、エネルギー削減の具体</p>	<p>引き続き実施予定</p>

		<p>的な指導、啓発活動を実施したことにより、主要キャンパスにて          ゴールデンウィーク中に約3%のエネルギー削減が実現した。          さらに、照明器具の高効率型へ交換、エアコンの集中管理、休憩          時間の自動消灯や夜間の照明抑制など、省エネルギー対策工事を          実施し、平成17年度には吉田キャンパスにて原単位あたり0.5%          低減を図るなど、エネルギーの効率的利用と有効活用を図った。</p>	
	<p>【233】エネルギーの効率的利用と有効活用を図り、省エネルギーの啓発と実施に努める。</p>	<p>（平成19年度の実施状況）          【計画番号232と同じ】          エネルギー使用実態の巡視点検・ヒアリング等により、各部局の          省エネルギーの運用状況を把握し、省エネルギーの具体的な指導、          啓発運動を行った結果、例えば、主要キャンパスではエネルギー          削減に努め、ゴールデンウィーク期間については前年度比約1.3          %減を実現した。また、「京都大学省エネルギー推進方針」（平          成19年4月）のエネルギー削減中長期計画に従い、照明設備の高          効率化等の推進を図ることとした。なお、省エネルギーの一層の          推進のため、設備改修による原単位あたり1%削減を実施するた          めの原資として、環境賦課金制度を創設した。</p>	

1-3. 施設等の機能保全・維持管理に関する具体的方策

<p>【234】屋内外環境及び施設設備の機能保全・維持管理体制を整備し、学内構成員に対する啓発活動に努める。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略）          平成17年4月に施設・環境部に「施設活用課」を設置し、屋内外          環境及び施設設備の機能保全・維持管理体制を整備し、この体制          により、雨期の屋外雨水管の巡回点検及び2次変電室の定期巡視          を行い、不良内容を当該部局に伝え、保全の啓発活動に努めた。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
<p>【235】屋内外環境及び施設・設備の実状について点検・評価を実施し、機能保全・維持管理計画を策定するとともに、経費の確保により適時適切な実施に努める。</p>	<p>【234】屋内外環境及び施設設備の機能保全・維持管理体制を整備し、学内構成員に対する啓発活動に努める。</p>	<p>（平成19年度の実施状況）          屋内外環境及び施設設備の機能保全・維持に努めている。例えば          吉田キャンパスの変電室の定期巡視により発見した問題点（変電          機器の不具合、小動物の侵入防止策など）を管理部局へ伝え、改          善処理を行うとともに、屋外雨水排水路の巡回点検を実施した。          また、エネルギー管理主任者会議で各部局の電気工作物保安主          者に対し、機能保全・維持管理について啓発活動に努めた。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
		<p>（平成16～18年度の実施状況概略）          屋外の安全・防犯対策として全キャンパスの外灯の設置状況につ          いて点検・評価を実施し、外灯整備計画及び機能保全計画を策定          するとともに、経費を確保し、外灯整備及び外灯機能の維持保          全を図った。また宇治キャンパスにおいては、雨水流入による不          明水について調査し、修繕によって下水量の低減を図った。</p>	
	<p>【235】屋内外環境及び施設・設備の実状について点検・評価を実施し、機能保全・維持管理計画を策定するとともに、経費の確保により適時適切な実施に努める。</p>	<p>（平成19年度の実施状況）          屋外環境の点検・評価を実施し、「本部構内キャンパス環境美化          提案書」を取りまとめるとともに、経費確保の上、本部構内及び          周辺道路の環境美化業務（除草、落ち葉・ゴミ清掃、樹木剪定、          排水溝・排水枡清掃）を開始した。また、「外灯機能保全計画」          に基づき、外灯の点検機能の維持保全及び照度確保のため、支障          樹木の剪定等に努めた。</p>	

1-4. 施設等の新たな整備手法の導入推進に関する具体的方策

<p>【236】民間資金等の活用（PFI）事業の導入及び寄附受け入れ等により、施設等の整備に必要な財源の確保に努める。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略）          PFI事業として、（桂）総合研究棟V、（桂）福利・保健管理棟          施設整備、（南部）総合研究棟施設整備、及び（北部）総合研究          棟改修（農学部総合館）施設整備を実施している。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
---	--	---	-----------------

		<p>また、寄附事業として、桂キャンパスに京都大学ローム記念館が竣工し（供用開始平成17年5月、延床面積約6,800㎡）、その他、桂キャンパスにて船井哲良記念講堂・船井交流センター、吉田キャンパスにて積貞棟（寄附病棟）及び稲盛財団記念館の建設に向けて作業を進めた。</p>	
<p>【236】民間資金等の活用（PFI）事業の導入及び寄附受け入れ等により、施設等の整備に必要な財源の確保に努める。</p>		<p>（平成19年度の実施状況） PFI事業として、（桂）総合研究棟V、（桂）福利・保健管理棟施設整備、（南部）総合研究棟施設整備、及び（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備を実施している。また、寄附受け入れにより、桂キャンパスに船井哲良記念講堂・船井交流センター（延床面積約8,800㎡）が平成19年8月に竣工し、吉田キャンパスでは積貞棟（寄附病棟）、稲盛財団記念館及び医学部保健学科施設の一部の建設に向けて作業を進めた。さらに、目的積立金を活用した「京都大学重点事業アクションプラン2006～2009」にて、学生支援に係わる整備等に3,582百万円を重点的に配分し、プランの実施に向け作業を進めた。</p>	
<p>【237】（桂）総合研究棟、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業、（南部）総合研究棟施設整備事業及び（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備等事業については、PFI事業として確実に推進する。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 計画したPFI事業の進捗状況は次のとおりである。 ・（桂）総合研究棟V：平成18年3月竣工、同年4月より維持管理業務開始 ・（桂）福利・保健管理棟：平成17年3月竣工、同年4月より維持管理業務開始 ・（南部）総合研究棟：平成17年3月竣工、同年4月より維持管理業務開始 ・（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）：平成18年3月一部竣工、同年4月より一部維持管理業務開始（平成21年3月に建物全て改修完了予定）</p>	<p>引き続き実施予定</p>
		<p>（平成19年度の実施状況） 計画したPFI事業の進捗状況は次のとおりである。 ・（桂）総合研究棟V：平成18年3月竣工、同年4月より維持管理業務開始 ・（桂）福利・保健管理棟：平成17年3月竣工、同年4月より維持管理業務開始 ・（南部）総合研究棟：平成17年3月竣工、同年4月より維持管理業務開始 ・（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）：平成18年3月一部竣工、同年4月より一部維持管理業務開始（平成21年3月に建物全て改修完了予定）</p>	<p>引き続き実施予定</p>
<p>【238】学外スペースに関する情報の収集体制を整備し、貸借契約等による適切な教育研究スペースの確保に努める。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 学外のスペースについては、複数の部局が各分野の教育研究に必要な地域に密着したスペースや広報拠点として、貸借契約等により機動性、効率性、透明性を確保した積極的な活用を努めており、その状況は本部に報告することにより把握されている。これまでに、「上海センター」（中国）等の海外拠点や経済研究所の東京分室等があげられるほか、霊長類研究所では、民間企業から貸借契約により約10haの土地を確保し、自然環境の中でサル等の繁殖研究を行うリサーチ・リソース・ステーション計画を開始した。また、ナノメディシン融合教育ユニットでは、再生医療が集積する神戸地区に、社会人を対象に再教育を行うスペースを確保した。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
	<p>【238】学外スペースに関する情報の収集体制を整備し、貸借</p>	<p>（平成19年度の実施状況） 学外のスペースについては、各分野の教育研究に必要な地域に密</p>	

	<p>契約等による適切な教育研究スペースの確保に努める。</p>	<p>着したスペース等を、複数の部局が賃借契約等により積極的な確保に努めており、その状況は本部に報告することにより把握されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育学研究科：研究会、シンポジウム、一般向けのセミナーなどを開催することができる遠隔地キャンパスとして「烏丸キャンパス」を確保した。</li> <li>・農学研究科：寄附講座（産業微生物講座）設置に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設を教育研究スペースとして確保した。</li> <li>・人間・環境学研究科：京都府より旧京都府洛東病院看護寮跡地の施設を教育研究スペースとして確保した。</li> </ul>	
<p>【239】民間企業・自治体等との連携によるスペース確保に努める。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>京都市の「京都市スーパーテクノシティ構想」に基づき、桂キャンパスに隣接する「桂イノベーションパーク」内の独立行政法人科学技術振興機構の産学連携施設「研究成果活用プラザ」において本学の研究課題が採択され、共同研究スペースを無償にて確保した。</p> <p>また、同地区にある中小企業基盤整備機構による大学連携型起業家育成施設「京大桂ベンチャープラザ」においても、借用にて研究スペースを確保した。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>京都市の「京都市スーパーテクノシティ構想」に基づき、桂キャンパスに隣接する「桂イノベーションパーク」内の独立行政法人科学技術振興機構の産学連携施設「研究成果活用プラザ」において本学の研究課題（12件）が採択され、無償にて共同研究スペースが確保されている。また、同地区にある中小企業基盤整備機構により、大学発技術シーズの産業化等を目的に整備された「京大桂ベンチャープラザ」においても、研究スペース（3件）が確保された。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
	<p>【239】民間企業・自治体等との連携によるスペース確保に努める。</p>	<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>京都市の「京都市スーパーテクノシティ構想」に基づき、桂キャンパスに隣接する「桂イノベーションパーク」内に設立された独立行政法人科学技術振興機構の産学連携施設「研究成果活用プラザ」において本学の研究課題（12件）が採択され、無償にて共同研究スペースが確保されている。また、同地区にある中小企業基盤整備機構により、大学発技術シーズの産業化等を目的に整備された「京大桂ベンチャープラザ」においても、研究スペース（3件）が確保された。</p>	



(4) 業務運営・財務内容等の状況  
 その他業務運営に関する重要事項  
 環境保全及び安全管理・安全教育に関する目標

中期目標

- 適正な労働安全衛生管理に努めるとともに、環境保全及び安全管理・安全教育に関するサービス面で部局等の教育研究活動を支援する。
- 2-1. 環境保全に関する基本方針
  - 「京都大学環境憲章」の精神に則り、教職員及び学生のほかすべての本学構成員の一致協力のもとに、継続性のある環境マネジメントシステムを構築し、地域社会と連携しつつ環境保全活動を推進する。
- 2-2. 安全管理に関する基本方針
  - 労働安全衛生法を遵守するための人的配置と施設設備の整備に努める。
  - 環境マネジメントと一体的に取り組むための労働安全管理システムを構築する。
- 2-3. 安全教育に関する基本方針
  - 教職員並びに学生等の全構成員を対象として環境と安全衛生の基本的知識に関する教育を実施し、環境マネジメントや安全マネジメントの素養も備えた技術者・研究者を養成する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期年度	判断理由（計画の実施状況等）	
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定
【240】環境保全センターの改組、及び放射性同位元素総合（Rtα）センター、保健管理センター等との連携により、環境保全・安全管理・安全教育的に担当する業務運営を包括的に担うための学術的支援基盤組織を構築する。	【240】環境保全・安全管理・安全教育に関連した業務運営を包括的に担当する全学的環境安全保健機構の充実を図る。		（平成16～18年度の実施状況概略） 環境保全・安全管理・安全教育・保健衛生に関連した業務運営を包括的に推進するための環境安全保健センター、環境保全センター、低温物質科学研究センター、環境保全センターの6センターが機能の業務を支援する体制強化のため、平成17年度は全学流用定員により、引き続き平成18年度は重点施策により助教1名を措置した。	引き続き環境保全に関する業務担当を充実させる。
			（平成19年度の実施状況） 各部局に安全衛生管理総括者（部局長）を補佐する安全衛生推進者を置くとともに、部局安全衛生委員会を整備して安全管理体制の強化・充実を図った。部局安全衛生委員会の主催により教職員への講習会（医学部高圧ガス講習会20年2月、130名参加）が実施される等主体的な取り組みが行われた。	
2-1. 環境保全に関する具体的方策				
【241】地域社会との共存にも配慮した環境保全基準や行動指針を策定する。			（平成16～18年度の実施状況概略） 平成17年度末に「京都大学安全衛生管理指針（標準）」を作成・配布し、学内における事故及び火災等の発生を未然に防止するべく意識の向上が図れた。同指針は毎年見直しを行い内容の充実を図った。 平成18年9月に「京都大学環境報告書2006」を作成してホームページで公表するとともに、ダイジェスト版を冊子で全構成員に配布した。 さらに、平成19年1月に「環境報告書公表記念シンポジウム」を	引き続き地域社会との共存にも配慮した環境保全基準や行動指針を充実させる。

	<p>【241】地域社会との共存にも配慮した環境保全基準や行動指針を充実させる。</p>	<p>開催し、地域社会に京都大学の環境問題への取り組みに関する情報発信を行った（一般72名を含む171名参加）。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 環境負荷低減を図るための行動を示した「京都大学環境報告書2007」をホームページで公表するとともに、ダイジェスト版環境配部を全構成員に配布した。また、研究室における環境報告書ステークホルダー委員会を公募により組織し、地域社会からの意見聴取を行う。実効性のあるエネルギー・温室効果ガス対策を展開していくこと、信頼性の高い環境負荷データ収集体制を確立すること等を提言を踏まえつつ、ハード・ソフト両面からエネルギー・温室効果ガスの削減に取り組むべく、「京都大学環境計画」（平成20年1月）を策定した。</p>	
<p>【242】桂キャンパスにおけるISO14001認証を取得するための初期環境調査を実施するとともに、環境マネジメント体制を構築する。</p>	<p>【242】環境にかかる初期環境調査を実施するとともに、環境マネジメント体制の構築に努める。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 桂キャンパスを含めた全学の環境マネジメントの基礎となる環境データを収集し、その信頼性を高めるための検証を行って各種手引書を作成した。ISO14001認証取得の趣旨に鑑みて、京都大学にふさわしい環境マネジメント体制を構築するため、「環境目標管理システム推進検討ワーキンググループ」を設置し、桂キャンパスにおいても「桂キャンパスEMS（環境管理システム）検討専門委員会」を設置した。</p> <p>（平成19年度の実施状況） ISO14001認証取得の趣旨に鑑みて京都大学にふさわしい環境マネジメントシステムの確立に向け、「環境目標管理システム推進検討WG」において、省エネ及び温室効果ガス低減の目標とを掲げ、その達成を目指す具体的な取組を定めた「環境計画」を策定し（平成20年1月）、検証制度を含めた環境マネジメント体制の充実を図った。また、「桂キャンパスEMS（環境管理システム）検討専門委員会」において、桂キャンパスにおける環境管理システム、環境安全教育、廃棄物、省エネ等について検討した。</p>	<p>引き続き京都大学にふさわしい環境マネジメント体制の構築に向けた取り組みを実施する。</p>
<p>【243】吉田及び宇治キャンパスにおいては、桂キャンパスにおける環境マネジメントシステムの取組実績の点検・評価に基づき、新たな環境保全基準や行動指針を策定する。</p>	<p>【243】吉田及び宇治キャンパスにおいては、桂キャンパスにおける環境マネジメントシステムの取組実績の点検・評価に基づき、新たな環境保全基準や行動指針の策定に努める。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 平成19年度からの計画のため概略なし</p> <p>（平成19年度の実施状況） 【計画番号242と同じ】 ISO14001認証取得の趣旨に鑑みて京都大学にふさわしい環境マネジメントシステムの確立に向け、「環境目標管理システム推進検討WG」において、省エネ及び温室効果ガス低減の目標とを掲げ、その達成を目指す具体的な取組を定めた「環境計画」を策定し（平成20年1月）、検証制度を含めた環境マネジメント体制の充実を図った。また、「桂キャンパスEMS（環境管理システム）検討専門委員会」において、桂キャンパスにおける環境管理システム、環境安全教育、廃棄物、省エネ等について検討した。</p>	<p>引き続き京都大学にふさわしい環境保全基準や行動指針を充実させる。</p>
<p>【244】学内の諸構成員を対象とした全学的な環境教育を実施し、環境意識の向上を図る。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 環境保全・安全管理・安全教育・保健衛生に関連した業務を総括的に推進するための全学教育研究支援基盤組織として設置した「環境安全保健機構」の主催により次のとおり講習会・シンポジ</p>	<p>引き続き学内の諸対象と環境教育を実施し、環境</p>

	<p>ウム等を実施し、環境保全と安全管理について意識の向上を図った。また、本学学生に対して全学共通教育科目として次のとおり開講し環境安全に対する意識向上を図った。</p> <p>講習会等  <b>【平成17年度】</b>          ・「安全衛生講習会（22回、約4,400名受講）」          ・「環境安全保健機構開設記念フォーラム（平成17年7月、約180名参加）」          ・「アスベスト問題シンポジウム（平成18年1月、約350名参加）」  <b>【平成18年度】</b>          ・「環境報告書公表記念シンポジウム（一般72名を含む171名参加）」          ・「安全衛生講習会（約320名受講）」</p> <p>全学共通教育科目  <b>【平成17年度】</b>          ・「環境学A（履修者数66名）」          ・「環境学B（履修者数66名）」  <b>【平成18年度】</b>          ・「環境学（履修者数46名）」          ・「環境安全学（履修者数36名）」</p>	<p>意識の向上を図る。</p>
<p>【244】学内の諸構成員を対象とした全学的な環境教育を実施し、環境意識の向上を図る。</p>	<p>（平成19年度の実施状況）          「京都大学環境報告書2007」をホームページで公表し、ダイジェスト版を全構成員に配布するとともに、京大サロンの開催においてパネル展示を行った。また、研究室における具体的な環境配慮行動をマニュアル化し配布した。さらに、事務担当向けに環境マネジメントの現状及び関係法令に関する講習会（平成19年7月、58名参加）、廃棄物管理に関する講習会（平成19年11月、43名参加）を開催するとともに、局所排気設備自主検査講習会（化学実験に係る関係者向け、平成19年9月、52名参加）等において省エネルギーによる環境配慮に関する解説を行い、全学的な環境意識の向上を図った。          本学学生に対しては平成17,18年度に引き続き全学共通科目として環境学（履修者数45名）、環境安全学（履修者数32名）を開講し環境に対する意識向上に努めた。</p>	
<p>2-2. 安全管理に関する具体的方策</p>		
<p>【245】環境保全と安全管理について一体的に取り組むための労働安全衛生管理体制を整備する。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）          京都大学安全衛生管理規程を制定し、労働安全衛生法に基づき、各事業所における安全衛生管理の徹底を図る。また、環境安全保健機構の設置を推進し、環境安全保健センターの設置を推進した。</p>	<p>全学的な環境保全の取組を推進し、労働安全衛生の向上を図る。</p>
<p>【245】環境保全と安全管理について一体的に取り組むための労働安全衛生管理体制の充実を図る。</p>	<p>（平成19年度の実施状況）          環境安全保健機構業務を行う事務組織を従前の1課2グループ体制から、1部1課4グループ体制に拡充するとともに、京都大学生安全衛生管理規程等関係規程の改正に基づき、各部署に安全衛生</p>	<p>環境保全の取組を推進し、労働安全衛生の向上を図る。</p>





<p>【252】環境並びに安全衛生に関する手引書を作成・配付するとともに、年度ごとにその見直しを実施して内容の充実を図る。</p>	<p>【252】環境並びに安全衛生に関する手引書を作成・配付するとともに、年度ごとにその見直しを実施して内容の充実を図る。</p>	<p>を図るとともに、排水最終貯留槽の部局担当者向けに、貯留槽において発生する汚泥の処理に関する手順の周知を行い、一層管理の適切化を図った。</p> <p>（平成16～18年度の実施状況概略） 「京都大学安全衛生管理指針（標準）」及び各部局で労働安全衛生事務担当者が行うべき一般的業務とその手順を示した。また、年度ごとに見直しを行い内容の充実を図った。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 「京都大学安全衛生管理指針（標準）」の見直しを実施し、改訂版を印刷・配布した（平成20年1月）。同指針を教職員・学生を対象に配付し、安全衛生的な環境配慮行動を促すための活用された。また、研究室における環境関連法等により実施が義務づけられている事項をまとめた「環境関連法的要項一覧」を改訂し、環境事務担当者説明会（平成19年7月、39名参加）において周知を図るとともに、平成18年度に作成した環境負荷データ把握の精度向上を図った。</p>	<p>引き続き環境並びに安全衛生に関する手引書を作成するとともに、その見直しを実施して内容の充実を図る。</p>
<p>2-3. 安全教育に関する具体的方策</p>			
<p>【253】学部学生を対象に、各種専門分野の基礎知識を「実験安全指針」に理解させるための講義科目を講義し、単位取得を奨励する。</p>	<p>【253】学部学生を対象に、各種専門分野の基礎知識を「実験安全指針」に理解させるための講義科目を講義し、単位取得を奨励する。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 環境安全衛生委員会が、文系・理系学生の環境安全教育の推進のために、全学共通科目として「環境安全学」を開講している。また、工学部では、地球工学科及び工業化学科で「実験の安全指針」の講義を実施し、「安全の手引き」を教科書として使用している。さらに、附属環境安全衛生センターによる安全教育のカリキュラムへの導入を推進した。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 全学共通科目（全学部、全回生向け）として、本学の環境安全衛生委員会が、文系・理系学生の環境安全教育の推進のために「環境安全学」を開講している。工学部では、地球工学科及び工業化学科で「実験の安全指針」の講義を実施し、「安全の手引き」を教科書として使用している。理学部では、各専門分野の特性に応じて当該講義科目を開講し、単位取得を奨励するとともに、修学上の安全のため、「安全の手引」を作成し、「教科の手引き」やweb上で掲載している。</p>	<p>引き続き安全教育を推し進める。</p>
<p>【254】専門的知識を有する外部の人材を積極的に登用することにより、研究内容に応じた安全教育的な実施体制を整備拡充する。</p>	<p>【254】専門的知識を有する外部の人材を積極的に登用することにより、研究内容に応じた安全教育的な実施体制を整備拡充する。</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 農学部では、環境・安全・衛生技術室に専門的知識を有する助手教員の配置、工学部では、地球工学科及び工業化学科において安全に関する授業の実施、宇宙事業場では、外部講師を招き、『安全と安心の科学』をテーマに講演会の開催など、安全教育に取り組んだ。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 農学部においては、環境・安全・衛生技術室に専門的知識を有する助教を配置し、安全体制の整備に努めている。また、工学部では、地球工学科及び工業化学科で安全教育に関する授業を実施するとともに、附属環境安全衛生センターにおける安全教育的な取り組みを推進している。宇宙センターでは同キャンパスで研究、実習等を実施する大学院生、4回生を対象に安全衛生教育</p>	<p>引き続き研究内容に応じた安全教育的な実施体制の整備拡充に取り組む。</p>

<p>【255】海外における疾病予防とその応急対策のための講習会を実施し、また、「臨地調査マニュアル」、「危機管理マニュアル」等を整備し、安全知識の周知を図る。</p>		<p>習会を実施した（平成19年5月・約200名参加）</p> <p>（平成16～18年度の実施状況概略） 平成16年度より「学生部委員会 安全対策検討ワーキンググループ」の下に作業部会を設置・検討し、平成18年度に学生のための「危機管理マニュアル」である「学生部危機対応計画」を策定し、各局へ配付し、危機対応への取り組みを促した。また、国際交流推進機構では、平成18年度に「危機管理ワーキンググループ」を設置し、「国際交流に関わる危機管理についての報告書」を作成した。つき、今後危機管理計画、関連マニュアル及び関連基金の具体化に向けた検討を開始することとなった。なお、国際交流センターにおいては、海外へ留学する学生を対象とした「海外安全説明会」を実施し、保健管理センターでは学生及び教職員を対象に「海外旅行者の健康手帳」「S T D（性感染症）とエイズについて」等の冊子を配付し、海外留学の際のリスクとそれに係る注意点の周知を行った。</p>	<p>「海外留学安全説明会」については、引き続き実施予定である。平成21年度計画に危機管理マニュアルを準備予定である。</p>
	<p>【255】海外における疾病予防とその応急対策のための講習会を実施し、また、「臨地調査マニュアル」、「危機管理マニュアル」等を整備し、安全知識の周知を図る。</p>	<p>（平成19年度の実施状況） 国際交流センターにおいて、主に大学間学生交流協定による派遣留学生（平成19年度派遣者数39名）を対象とした海外留学・研修面・健康面・精神面・危機予防及び加害者（犯罪者）となるリスク等について作成した「国際交流安全ガイド（渡航編）」を配布する。また、平成18年度に作成した「国際交流に関する危機管理報告書」を、局にフィードバックする。また、災害等危機管理の態に、安全対策マニュアル等整備、災害等危機管理計画の作成を促した。その結果、同報告書等に基づき、学生便覧に掲載した部局もある（アジア・アフリカ研）。</p>	
<p>【256】フィールドワークにおける安全指針を作成し、危機の予防に努める。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略） フィールド関係部局においては、臨地調査マニュアル等を作成し、安全教育に努めている。また、農学研究科においては、新しい危機管理のための「海外緊急事故支援システム」を平成18年5月より開始し、研究科の教職員・学生の海外渡航に適用している。</p> <p>（平成19年度の実施状況） フィールド関係部局においては、臨地調査マニュアル等を作成し、安全教育に努めている。例えば農学研究科では毎年「安全の手引き」を作成し、教職員に配付するとともに、学部学生・大学院生に対してはガイダンス時に配付し、担当教員から安全衛生管理について指導をした。また、アジア・アフリカ地域研究科では「臨地研究マニュアル」を、地球環境学や霊長類研究所では「フィールドワークにおける安全指針」を作成し、周知を図った。</p>	<p>フィールドワークにおける安全指針を整備し、危機の予防に引き続き努める。</p>

(4) 業務運営・財務内容等の状況  
 その他業務運営に関する重要事項  
 情報基盤の整備・活用に関する目標

- 中期目標
- ・ 教育研究及び業務運営に必須機能として、高い安全性、利便性、柔軟性を備え、国際社会で卓越した大学に相応しい先端的な情報基盤を構築整備し、効果的・効率的な活用を図る。
  - 3 - 1. 情報セキュリティに関する基本方針
    - ・ 大学が一体となって情報セキュリティ対策に取り組むための責任ある情報基盤組織を構築し、その機能と責任を明確化する。
    - ・ 情報システムを通じて取り扱う多様な情報について、重要度と公開性に応じた情報の分類に努めるとともに、情報の管理責任及び管理方法を明確化する。
    - ・ 情報セキュリティ対策の評価、情報システムの変更、新たな脅威の発生等を踏まえ、対策基準の点検・評価の定期的実施を通じて基本方針の見直しを図るための体制を構築する。
  - 3 - 2. 情報基盤の整備・活用に関する基本方針
    - ・ 高い情報セキュリティレベルを確保しつつ、大学の業務運営並びに部局等の教育研究活動を支援するための学内情報基盤の効果的・効率的整備を図る。
    - ・ 情報基盤の高度活用を図るための先端技術に関する研究開発を推進し、関連設備の整備拡充に努める。
    - ・ 大学の教育研究の質の向上、大学の業務運営の改善及び効率化に関する取組を支援するために、情報基盤の高度活用を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期年度	判断理由(計画の実施状況等)	
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定
【257】全学的視野からハードウェアとソフトウェア及びそれらの応用システムの共通利用体制を整備し、高いセキュリティ環境の構築も併せて教育研究並びに業務運営を部局等及び事務本部に提供する。	【257】全学的視野からハードウェアとソフトウェア及びそれらの応用システムの共通利用体制を整備しつつ、高いセキュリティ環境のもとに教育研究並びに業務運営を支援するための各種サービスを部局等及び事務本部に提供する。		(平成16～18年度の実施状況概略) 平成18年3月、個人認証システム導入を全学的に展開するため担当理事の下に設置した「個人認証システム検討委員会」において、教職員共通業務及び学生共通サービスの統合認証の具体化について検討を開始した。また、全学事務用グループウェアの更新を行い、職員人事シートの作成や会議室の予約手続きをWeb上で行うことを可能とし、平成18年度には、グループウェアのユーザー以外の教員にもIDカードを発行し、グループウェアシステムの下で、研究者総覧データベースや給与明細の閲覧が可能になった。	学認証システムにより環境構築し、セキュアな全学共通ポータルや教員用全学グループウェアを展開し、電子申請等の運用を開始する。
			(平成19年度の実施状況) 「個人認証システム検討委員会」において、全学の認証統合に向け検討を行い、教員は平成19年12月から、メール機能を除いてグループウェアを事務系職員と同様の環境で利用することが可能になった。学生用認証については、平成20年度に統合ポータルによるサービスの提供を目指し、システム構築の準備を行っている。また、グループウェアを利用による事務の合理化・効率化の観点から、旅費システムを構築し運用を開始するとともに、就業管理システムを構築し事務本部内で試行を開始した。	
3-1. 情報セキュリティに関する具体的方策				
【258】情報システムの設置場所に管理区域を設置するなどの物理的なセキュリティ対策を講			(平成16～18年度の実施状況概略) 全学的な情報セキュリティポリシー実施手順を見直し、各部局への徹底を図るとともに、部局では状況に合わせた対応を行っている	引き続き、情報システムの情報資産保護のため管理区



<p>じる。</p>		<p>る。また、物理的情報セキュリティ対策強化のため、特定の管理者以外の入室を制限する管理区域の設置や、関連規程の見直しを行い、「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」を改正した。さらに、全学情報セキュリティ幹事会に小委員会を設置し、政府統一基準の情報セキュリティポリシーの検討を開始した。</p>	<p>域を指し、物理的セキュリティ対策の強化を図る等、セキュリティを</p>
<p>【259】学内者による外部への不正なアクセスを防止するために、技術的対策を講じるとともに、罰則規定を定める。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 学内者による外部への不正なアクセスを防止するために、脆弱性診断システム及びセキュリティ監視装置により技術的なセキュリティ対策を講じた。また、全学情報セキュリティ幹事会に設置した小委員会で、情報漏洩及び著作権侵害対策についての検討を開始した。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 情報ネットワーク危機管理委員会において、学内からの不正アクセスの増強により、スパイウェアの学外転送を強化した。また、全学情報セキュリティ幹事会にも設置した情報倫理・関連小委員会、情報ネットワーク倫理委員会を設置するたに必要不可欠な「京都大学情報セキュリティに関する規程」及び「京都大学情報資産利用のためのルール」の改訂を行い、情報ネットワーク倫理委員会を設置した（平成19年9月）。情報ネットワーク倫理委員会において、情報漏洩、人権侵害及び著作権侵害に関する情報発信への対応と連絡体制について検討を開始した。</p>	<p>引き続き、情報倫理に関する体制及び規程を見直す。</p> <p>引き続き、情報漏洩及び著作権侵害対策を検討する。</p>
<p>【260】情報セキュリティに関する責任者とその権限の範囲を明確にし、全構成員に基本方針の内容を周知徹底するなどの教育と啓発活動に努める。</p>		<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 平成15年10月に策定した「京都大学情報セキュリティ対策基準」により、各部局での具体化を図るため、各部局ごとに「情報セキュリティポリシー実施手順書」を作成した。また、職員に対しては、情報セキュリティに関する講習会の実施や、インターネットとPC利用に関するマナー読本を職員に配布し、併せてホームページに掲載した。また、新採用職員研修及び職員向けパソコン研修において情報セキュリティについて教育・啓発活動に努めた。学生については、共通教育科目の中で情報セキュリティポリシーについて講義を行った。また、学部学生の入学ガイダンス時に情報セキュリティに関する講習を行い、さらに、基本方針の内容の周知のため、e-Learningにより情報セキュリティ及び情報倫理の学習を行うためのシステムを構築し、運用を開始した。</p> <p>（平成19年度の実施状況） 情報セキュリティに関する基本方針及び情報セキュリティポリシーの周知のため、新入生オリエンテーション及び新規採用職員実務研修（4/24～4/25、9/13～9/14）において講義を行った。また、教職員に対し情報セキュリティ講習会（入門）及び部局の</p>	<p>実施手順書の見直しを直ちに情にきき、責任者とその権限を明確にし、全構成員に基本方針の内容を周知徹底するなどの教育と啓発活動に努める。</p>

	に努める。	情報システムやネットワークの管理者を対象に情報セキュリティ及び情報倫理学習用 e-Learning システムを用いて、教職員はノー・ドミノからアクセスを可能とし、学生、大学院生等についても受講出来るよう環境整備を行い、受講を促進した(6,906名受講 3月末現在)。	
【261】外部からの不正なアクセス等から本学の情報資産を適切に保護するため、情報ネットワークの管理、情報資産へのアクセスの制御等の技術的なセキュリティ対策を講じる。	【261】外部からの不正なアクセス等から本学の情報資産を適切に保護するため、情報ネットワークの管理、情報資産へのアクセスの制御等の技術的なセキュリティ対策を強化する。	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 外部からの不正アクセスを防止するために、脆弱性診断システム及びセキュリティ監視装置を設置し、セキュリティ対策を講じるとともに、部局においても必要に応じ、ファイアウォールやウィルス対応ソフトの更新を行った。また、全学情報セキュリティ幹事会に設置した小委員会で、情報漏洩及び著作権侵害対策の検討を開始した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 外部からの不正なアクセス等から本学の情報資産を適切に保護するため、セキュリティの監視装置の警報により、学外からの学内情報機器への攻撃が観測された場合、当該攻撃の通信を対外ルータで遮断するようにした(平成19年7月)。また、アンチスパムサーバとウィルスチェックサーバを連携増強するとともにスパム対策システムを増強し、スパムメールの学外への転送を制御するようになった。</p>	年々発生する新種の不正アクセスの対抗を図るための技術的対策の強化を図る
【262】学内情報資産への侵害が発生した場合における運用面での緊急時対応の計画を策定する。	【262】学内情報資産への侵害が発生した場合を想定し、適切な対応ができるよう連絡体制の強化に努める。	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 情報ネットワーク危機管理委員会が制定した「不正アクセス等の緊急事態発生時における連絡体制・手順」(平成15年度)をもとに「情報セキュリティポリシー実施手順書」を各部局において作成した。この中にセキュリティ侵害発生時の対応手順や外部への対応、連絡網などを明記し、毎年、その実施手順書が現状に即しているかの見直しを行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 平成19年9月に情報ネットワーク倫理委員会を設置し、資産利用のためのルールの変更を行った。これによって、従来からある情報ネットワーク危機管理委員会で対応が出来なかった情報倫理に係る事案への対応が図られ、情報資産のより適正かつ円滑な利用が確保されるとともに、違反行為が発生した際の対処や連絡に関わる体制を整備した。</p>	引き続き連絡体制の見直しを行い必要があれば改訂する。
【263】学内情報基盤への接続に対する認証システムを構築し、セキュリティレベルの高い情報基盤活用サービスを全学に提供する。	【263】学内情報基盤への接続に対する認証システムを構築	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成18年3月、個人認証システム導入を全学的に展開するため担当理事の下に設置した、「個人認証システム検討委員会」において、教職員共通業務及び学生共通サービスの統合認証の具体化について検討を開始した。また、全学事務用グループウェアの更新を行い、職員人事シートの作成や会議室の予約手続きをWeb上で行うことを可能とし、平成18年度には、当グループウェアのユーザー以外の教員にもIDを発行し、グループウェアシステムの下で、研究者総覧データベースや給与明細の閲覧が可能になった。さらに、工学研究科では、認証システム(LDAP)を用いて、電子職員録や光熱水の効率的な使用を促すWeb検針システムの利用を開始した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【計画番号257,274と同じ】</p>	全学認証システム構築を層下共通サービスとして展開し、利用を促進する。





	<p>【269】大学の教育研究活動を通じて創出される多様な学術成果、情報資産、知的財産等に関する大学情報を積極的に社会へ発信する。</p>	<p>(平成19年度の実施状況)          本学の教育研究活動を通じて創出される多様な大学情報について、記者発表115回や資料提供201回を行うとともに、全学のホームページ(ニュースリリース)にも掲載している。さらに、学術情報リポジトリや研究者総覧データベース等も活用し、情報発信を活発に行っている。</p>	
<p>【270】著作権に基づいたソフトウェアやデジタル・コンテンツの積極的活用を図る。</p>	<p>【270】著作権に基づいたソフトウェアやデジタル・コンテンツの積極的活用を図る。</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)          平成17年4月に設置した「国際イノベーション機構」の「知的財産部学術情報拠点」において、本学の知的財産ポリシーに基づき、ソフトウェアやデジタルコンテンツの登録・許諾契約を行うとともに、著作権に基づいたデジタル・コンテンツに係る情報の発信及び外部からのアクセスをより効率化するための専用のホームページを開設し、企業等へのライセンスングを実施し、積極的な活用を図った。</p> <p>著作物に係るライセンス収入          平成16年度 約 540万円          平成17年度 約1,300万円          平成18年度 約 650万円</p> <p>(平成19年度の実施状況)          国際イノベーション機構及び国際融合創造センターを発展的に改組・再編し、平成19年7月1日に産官学連携本部・産官学連携センターとした。このセンターにはソフトウェア・コンテンツ分野の拠点を発足させ、知財ポリシーの見直しを行った。これによりデータベース及びプログラム、デジタルコンテンツのうち、発明に関するもの等については、発明等の取扱の原則に準じて、組織的に管理・運用することとし、ソフトウェア等の使用許諾契約を6件締結、約1,292万円のライセンス収入を得た。</p>	<p>引き続き著作権に基づいたソフトウェアやデジタルコンテンツの積極的活用を図る。</p>
<p>【271】遠隔講義・討論システムや遠隔生態観測システム等を積極的に導入する。</p>	<p>【271】遠隔講義・討論システムや遠隔生態観測システム等を積極的に導入する。</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)          学内における遠隔講義については、吉田・宇治・桂キャンパス間に高精細遠隔講義システムを導入した。また、国内では大学コンソーシアム京都の講義施設であるキャンパスプラザ京都、慶応義塾大学、広島市立大学及び本学の4地点を結んだ遠隔講義やインターネットのテレビ会議システムを利用した遠隔講義の導入を図った。さらに、国際遠隔講義として、UC L A、清華大学(中国)、マラヤ大学(マレーシア)等とを結び講義を実施した。遠隔生態観測システムについては、全方位デジタルビデオカメラによる遠隔水中生態観測システムの導入、野生動物の夜間における生態観測のための赤外線自動撮影システムを導入した。</p> <p>(平成19年度の実施状況)          海外では清華大学(中国)、マラヤ大学(マレーシア)と本学の3点間、及び国立台湾大学(台湾)と本学を結んだ講義を、国内では慶応義塾大学、広島市立大学、キャンパスプラザ京都及び本学の4地点を結んだ授業を実施した。また、本学と東京連絡事務所との遠隔講義も実施した。遠隔会議システムは、海外では、シンガポール国立大学の国際会議及び附属病院と、カイロ大学、病室とを結び移植外科病理力学を国際会議で行った。国内では、京都賞のインターネット中継を日本語、英語、日英(LとR)の3つのサーバーで配信した。また、生態学センターでは遠隔生態観測システムとして自動撮影装置を導入した。</p>	<p>引き続き、遠隔講義・会議システムの全学展開を技術的にサポートする。</p>
<p>【272】講義の内容に応じて電</p>		<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p>	<p>引き続き電子教材</p>



ス及び認証システムを構築する。	け検討を行い、教員は平成19年12月からメール機能を除いて、グループウェアを事務系職員と同様の環境で利用することが可能になった。学生用認証については、平成20年度に統合ポータル下によるサービスの提供を目指し、システム構築の準備を行っている。また、グループウェア利用による事務の合理化・効率化の観点から、旅費システムを構築し運用を開始するとともに、就業管理システムを構築し事務本内で試行を開始した。
-----------------	--

業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する重要事項  
 基本的人権等の擁護に関する目標

中期目標  
 ・同和問題、ジェンダー問題、障害者問題、人権・民族問題、その他各種の人権・差別問題に対し、人権尊重の視点に立った取組を全学的に一層推進する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期年度	判断理由（計画の実施状況等）	
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定
【275】全構成員を対象に教育研究活動、課外活動、職場活動における倫理意識の啓発と人権侵害の防止に努める。	【275】全構成員を対象に教育研究活動、課外活動、職場活動における倫理意識の啓発と人権侵害の防止に努める。		<p>（平成16～18年度の実施状況概略）                      「京都大学の教職員像」を制定し（平成16年7月）「教職員は、高い倫理性と清廉性を保持しなければならない。」として倫理意識の啓発を行っている。                      全学的な取組として、教職員・学生を対象とする「人権に関する研修会」及び「人権週間に因む研修会」（100名参加）を毎年定例的に開催している。これらは、平成16年から継続して取り組んでおり、人権意識の高揚と人権侵害の防止を図っている。                      新入生については、各学部の新入生オリエンテーション時に『「人権」を考えるために』パンフレット（平成18年4月作成）を配布し、人権侵害の防止と啓発に努めている。また、新たに採用した教職員及び新入生に対しては「人権関係法令集」を、全構成員に対しては平成17年度より毎年度パンフレットを作成・配布し、倫理意識の啓発や、人権意識の高揚と人権侵害の防止に努めた。</p>	<p>引き続き実施するとともに、平成20年度は、各部局に順次講師を派遣し、教員を対象としたハラスメント防止のための研修会を実施する。</p>
			<p>（平成19年度の実施状況）                      新たに採用された教職員及び新入生に対し、「人権関係法令集」を配付するとともに、全構成員に対し、『「人権」を考えるために』（パンフレット）を配付し、啓発活動に努めた。6月に「人権に関する研修会」（約80名）を開催し、人権意識の高揚に努めた。さらに、『「人権」を考えるために』を改訂した。また、独自に研修会や講習会の開催（4部局）、ハラスメントに関するガイドラインの学生便覧への掲載（1部局）などの取組を行っている部局もある。</p>	
【276】人権相談窓口を拡充整備し、相談機能の向上を図る。			<p>（平成16～18年度の実施状況概略）                      人権相談におけるセクシュアル・ハラスメントについては、カウンセリングセンターが全学の窓口となっており、併せて部局単位でも相談窓口が設けられている。平成17年4月には、カウンセリングセンターに教授1名を増員配置し、セクシュアル・ハラスメント対応を含むハラスメント全般に対応するよう、全学相談窓口の機能を拡充した。                      ハラスメントの防止・対策のため、平成17年9月に人権委員会において「京都大学におけるハラスメントの防止に関する規程」を制定するとともに、「京都大学ハラスメント防止・対策ガイドライン」を策定し、全学相談窓口と部局相談窓口及び人権委員</p>	<p>引き続き実施するとともに、平成20年度は、各部局に順次講師を派遣し、教員を対象としたハラスメント防止のための研修会を実施する。</p>



		<p>の連携・協力体制を明確にし、窓口機能の向上を図った。また、部局に置く窓口相談員の資質の向上を図るため、平成17年度より毎年6月に「ハラスメント窓口相談員のための研修会」を開催している。全学相談窓口における平成17年度の相談件数は51件、平成18年度は39件であった。</p>	
	<p>【276】人権相談窓口を拡充整備し、相談機能の向上を図る。</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 部局の窓口相談員の資質向上を図るため、6月に「ハラスメント窓口相談員のための研修会」を開催した(93名参加)。また、この研修会の模様をWebによるストリーミング映像配信を行い、遠隔地施設の原子炉実験所や霊長類研究所職員にも便宜を図った。さらに、平成17年9月に作成された「ハラスメント防止・対策ガイドライン」を改訂し、新たにマニュアル、Q&amp;Aを作成するなど、相談機能の向上に努めた。なお、平成19年度の相談件数は119件(全学相談窓口:78件、部局相談窓口:41件)であった。</p>	
<p>【277】人権等の侵害が発生した場合に問題解決に当たる全学組織を設ける。</p>		<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 人権問題に対して一層の効果的かつ迅速な対応を行うため、従来「同和・人権問題委員会及び人権問題対策委員会」を改組拡充して「人権委員会」を設置し(平成17年4月)、人権に関する規程を制定のうえ、各部局に人権委員会を設置することとした。また、同委員会の下に、同和・人権啓発専門委員会及びハラスメント専門委員会を置き、同和問題等啓発活動及びハラスメント問題の対応並びに防止のための啓発活動に努めている。さらに、ハラスメント問題が発生した場合は、ハラスメント専門委員会に調査・調停委員会を置き、学外の法律、カウンセリングの専門家の支援を受け、問題解決に対応することとした。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
	<p>【277】人権等の侵害が発生した場合に問題解決に当たる全学組織の機能の充実に努める。</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 人権委員会に設置している同和・人権啓発専門委員会及びハラスメント専門委員会、ならびに部局に設置している人権委員会等により、人権問題の啓発活動及び問題が生じた場合の救済、再発防止に努めている。また、ハラスメントに関しては、相談機能の向上を図るため、アドバイザーとして弁護士、カウンセラー等の専門家を配置している。これらの体制により年度計画【275】、【276】に記載の事項を実施するなど機能の充実に努めた。</p> <p>年度計画【275】:新たに採用された教職員及び新生入生に対し、「人権関係法令集」を配付するとともに、全構成員に対し、「人権」を考えるために(パンフレット)を配付し、啓発活動に努めた。6月に「人権に関する研修会」(約80名)を開催し、人権意識の高揚に努めた。さらに、「人権」を考えるために」を改訂した。また、独自に研修会や講習会の開催(4部局)、ハラスメントに関するガイドラインの学生使覧への掲載(1部局)などの取組を行っている部局もある。</p> <p>年度計画【276】:部局の窓口相談員の資質向上を図るため、6月に「ハラスメント窓口相談員のための研修会」を開催した(93名参加)。また、この研修会の模様をWebによるストリーミング映像配信を行い、遠隔地施設の原子炉実験所や霊長類研究所職員にも便宜を図った。さらに、平成17年9月に作成された「ハラスメント防止・対策ガイドライン」を改訂し、新たにマニュアル、Q&amp;Aを作成するなど、相談機能の向上に努めた。なお、平成19年度の相談件数は、119件(全学相談窓口:78件、部局相談窓口:41件)であった。</p>	

業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する重要事項  
 大学支援組織等との連携強化に関する目標

- 中期目標
- 5 - 1. 同窓会組織の充実と連携強化に関する基本方針
    - ・ 各部局等の同窓会組織の強化・発展及び相互の連携を図る。
  - 5 - 2. 京都大学教育研究振興財団等との連携強化に関する基本方針
    - ・ 財団法人京都大学教育研究振興財団、その他の支援団体との連携を強化し、国際交流、教育・学術研究活動等を推進し、学術文化の発展に寄与する。
  - 5 - 3. 京都大学学術出版会の活性化と連携強化に関する基本方針
    - ・ 教員個人または教員グループの教育研究活動の成果、大学が所有する文化財、学術資料、知的財産等を公表する機能として、京都大学学術出版会の活性化を図り、連携協力体制を強化する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期年度	判断理由（計画の実施状況等）	
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定
5-1. 同窓会組織の充実と連携強化に関する具体的方策				
【278】全学的な合同同窓会組織の設立を目的として、各部局等の同窓会組織との間の連携協力体制を構築する。			<p>（平成16～18年度の実施状況概略）                      全学的な同窓会組織の設立準備に係る連絡調整等を担当する「全学的な同窓会準備室」（平成16年11月設置）により、各学部等に全学的な同窓会組織の設立への協力を要請した。平成18年11月3日に「京都大学同窓会」設立総会が開催され、全学的な同窓会組織が発足した。総会に先立ち、同日、ホームカミングデイが開催され、250名の同窓生が参加した。また、京都大学のホームページに「京都大学同窓会」のページを設けた。</p>	引き続き実施予定
	【278】全学的な合同同窓会組織と各部局等の同窓会組織との間の連携協力を図る。		<p>（平成19年度の実施状況）                      平成19年11月24日に「第2回京都大学ホームカミングデイ」及び「京都大学同窓会役員総会」を開催した。また、地域同窓会の総会等へ同窓会事務局より関係者が出席し、情報提供等を行った。さらに、昨年開設した「京都大学同窓会ホームページ」において、各同窓会の活動状況を紹介するとともに、本学の教育・研究・医療のトピックス、イベントなど多岐に亘る情報を「京都大学メールマガジン」として配信している。なお、地域同窓会として、アメリカ、インドネシア及びタイの同窓会が新たに加わった。</p>	
【279】学外の同窓会会員に対して、大学における教育研究の活動現況を定期的に周知するとともに、会員相互の親睦を図りつつ、連携協力・支援活動を推進する。			<p>（平成16～18年度の実施状況概略）                      「京都大学同窓会」の設立を機に本学のホームページに同窓会のページを設け、学部、地域同窓会合わせて28同窓会の情報を掲載した。また、本学の教育・研究・医療のトピックス、イベントなど多岐に亘る情報を「京都大学メールマガジン」として配信する準備を進め、平成18年度から配信を開始した（18年度11回配信）。さらに、17年度に大学全体として同窓会への協力・支援活動が十分だったことを踏まえ、18年度には地域同窓会に対して積極的に協力・支援を行い、平成18年9月に愛媛同窓会が設立された。</p>	引き続き実施予定

	<p>【279】学外同窓会会員に対して、大学における教育研究の活動現況を定期的に周知するとともに、会員相互の親睦を図りつつ、連携協力・支援活動を推進する。</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 平成18年度の「京都大学同窓会」の設立を機に、本学のホームページに「京都大学同窓会」のページを新たに設け、各同窓会の活動状況等を紹介するとともに、本学の教育・研究・医療のトピックス、イベントなど多岐に亘る情報を「京都大学メールマガジン」として配信している。また、地域同窓会の総会へ総長をはじめ役員等が出席し、講演を行い、情報提供等を行った。</p>	
<p>5-2. 京都大学教育研究振興財団等との連携強化に関する具体的方策</p>			
<p>【280】京都大学教育研究振興財団との連携を強化し、国際交流事業、教育・学術研究活動、学術講演・展示会開催等の文化普及活動を一層推進する。また、地域社会から国際社会までを含めた、社会全般の発展に寄与する。</p>	<p>【280】京都大学教育研究振興財団との連携を強化し、国際交流事業、教育・学術研究活動、学術講演・展示会開催等の文化普及活動を一層推進する。また、地域社会から国際社会までを含めた、社会全般の発展に寄与する。</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 京都大学教育研究振興財団の助成を受け、下記のとおり事業を実施し、国際交流事業、教育・学術研究活動、学術講演会・展示会の開催等の文化普及活動の推進に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都大学国際シンポジウム(平成17年10月・中国・254名参加、同年11月・タイ・222名参加)(平成18年11月・タイ・約150名参加)</li> <li>・京都大学東京フォーラム(平成17年春期：6コマ・170名/コマ、秋期：10コマ・132名/コマ)(平成18年11月・約140名参加)</li> <li>・京都大学未来フォーラム(平成17年9回・延べ2,989名参加)(平成18年6回・延べ約1,350名参加)</li> <li>・京都大学春秋講義(平成17年春期：6コマ・170名/コマ、秋期：10コマ・132名/コマ)(平成18年春期：6コマ・延べ約1,300名参加、秋期：6コマ・延べ約1,100名参加)</li> <li>・教職員・学生相互交流ネットワークによる京都大学教育の再生(香港科技大学訪問、教員オフィスアワー検索システムの更新等)</li> <li>・国際大学連合事業への参画</li> <li>・大学間学術交流協定締結校との交流事業(パリ第7大学、ルイ・パストゥール大学、ウィーン大学)</li> <li>・学生交流協定校への短期学生派遣</li> </ul> <p>(平成19年度の実施状況) 京都大学教育研究振興財団の助成を受け、下記の国際交流事業、教育・学術研究活動、学術講演会・展示会等を実施することにより文化普及活動の推進に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都大学国際シンポジウム(9回：平成19年6月・京都・約370名参加、10回：同年7月・インドネシア・約200名参加)</li> <li>・京都大学附置研究所・センターシンポジウム(平成20年3月・横浜・約900名参加)</li> <li>・京都大学大阪フォーラム(平成20年2月・約140名参加)</li> <li>・京都大学未来フォーラム(5回、延べ約1268名参加)</li> <li>・京都大学春秋講義(春期：6コマ・延べ約949名参加、秋期：6コマ・延べ約1123名参加)</li> <li>・国際大学連合事業への参画</li> <li>・大学間学術交流協定締結校との交流事業(ルイ・パストゥール大学、ウィーン大学)</li> <li>・学生交流協定校への短期学生派遣</li> </ul>	<p>引き続き実施予定</p>
<p>【281】教育研究の発展を使命とする学外諸団体の要請にこたえ、た教員個人又はグループの教育研究活動を積極的に支援する。</p>		<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 文科省をはじめとする各種委員会の委員や高大連携、高校への出前授業、小中高教員の再教育等のための特別授業など、教育関係を中心とした学術諸団体からの要請にこたえている。また、NPOを法人や民間企業が実施する社会貢献への取り組みに対する要請にこたえている。その支援は部局により異なるが、部局内における負</p>	<p>引き続き実施予定</p>

	<p>【281】教育研究の発展を使命とする学外諸団体の要請に応えた教員個人又はグループの教育研究活動を積極的に支援する。</p>	<p>担軽減や、当該教員の活動を教育上の業績として評価するなどの支援をしており、教員評価項目に学外・社会貢献活動の項目を設けた。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 文科省をはじめとする各種委員会の委員や高大連携、高校の出前授業、小中高教員再教育等のための特別授業など、教育関係の学術諸団体からの要請に応じている。また、NPO、法人や民間企業が実施する社会貢献への取り組みに対する要請にも応えていいる。これらの支援は部局により異なるが、部局内における委員を免除することによる負担軽減や必要に応じての人員配置、予算措置を行うなどにより、当該教員の活動を支援している部局もある。</p>	
<p>5-3. 京都大学学術出版会の活性化と連携強化に関する具体的方策</p>			
<p>【282】京都大学学術出版会の活用による学術研究書等の刊行を奨励・支援する。</p>	<p>【282】京都大学学術出版会の活用による学術研究書等の刊行を奨励・支援する。</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 京都大学学術出版会に対し、本学の教職員、名誉教授及び卒業生が、理事や評議員として運営に参画することにより、学術研究書の刊行及び企画等への協力・支援を行った。さらにシリーズの企画・刊行には、全学として積極的に協力しており、平成16年度以降の刊行状況は以下のとおりである。 平成16年度：単行本22巻、シリーズ4種12巻、雑誌2巻 平成17年度：単行本20巻、シリーズ4種21巻、雑誌2巻 平成18年度：単行本34巻、シリーズ2種15巻、雑誌2巻</p> <p>(平成19年度の実施状況) 京都大学学術出版会を活用し、東南アジア研究所による「Flows and Movements in Southeast Asia (Frontiers of Area Studies)」が刊行されたのを始め、平成19年度は単行本25巻、シリーズ6種31巻、雑誌2巻を刊行した。また、京都大学附属図書館は、学内の研究・教育成果を広く社会に発信するため、平成19年12月、京大学術出版会との連携プロジェクトとして、同出版会が発行する研究書を電子化し、京大が設置するインターネット上の電子書庫「京大学術情報リポジトリ」に登録し、無料で公開を開始した。</p>	<p>引き続き実施予定</p>
<p>【283】大学が所有する教育的及び学術的価値の優れた文献等の翻刻・復刻事業を推進する。</p>	<p>【283】大学が所有する教育的及び学術的価値の優れた文献等の翻刻・復刻事業を推進する。</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成18年度に実施した「湯川・朝永生誕100年記念事業」の一環として、関連書籍を京都大学学術出版会から出版した。理学研究科では同出版会との共同プロジェクトで数学の基礎教育教科書として、米国で出版されている教科書「Calculus」の翻訳事業を始めた。平成18年度には下訳が完成し、文体、表現の統一や図版の作成等の編集作業と同時に、京都大学学術出版会と連絡を密に取りながら、校正作業を行っており、平成20年度の出版を目前に進行中である。 また、大学文書館では、企画展及び学徒出陣等の報告書の作成等において、京都大学の諸資料の復刻を行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 理学研究科において、数学教科書「Calculus」の翻訳・刊行事業に引き続き取り組み、第1巻の次年度出版に向け校正作業を行っている。</p>	<p>引き続き実施予定</p>

(4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

環境安全保健及び情報基盤に対する全学支援機構の設置

全学支援機構構想（平成16年3月30日部局長会議報告）に基づき、平成16年度中に具体の検討を重ねた結果、環境保全及び安全管理・安全教育、並びに情報基盤の整備・活用に関する目標を達成するために、下記の支援機構を設置し、平成17年4月から業務を開始することになった。

1) 環境安全保健機構

本学の環境安全保健に係わる6つのセンター（環境保全センター、放射性同位元素総合センター、低温物質科学研究センター、保健管理センター、カウンセリングセンター、及び医学研究科附属ゲノム医学センター）が行う全学支援業務を、全学一体的な管理体制の下に効率的かつ効果的に行うことにより、全学の環境安全保健活動の推進に資することを目的として設置した。

2) 情報環境機構

社会及び大学の情報化・高度化の急速な進展に鑑み、全部同等に係る諸活動をIT（情報技術）支援することを目的として設置した。なお、情報環境部が機構の業務を実施し、学術情報メディアセンターが業務を支援する体制となっている。

環境に関する取組み

京都大学の事業活動に伴う環境負荷の状況や環境に配慮した取組みなどを総合的に検討するとともに、その結果を公表した「京都大学環境報告書2006」を発表した。環境負荷データの公開や、ステークホルダー（利害関係者）委員会を設置し、学生や地域住民などの意見を取り入れる等の、京都大学の環境に関する活動が高く評価され、環境省などが主催する環境コミュニケーション大賞において環境配慮促進法特定事業者賞、東洋経済新報社などが主催する環境報告書賞において公共部門賞を受賞した。

さらに、平成19年1月に公表記念シンポジウムを開催し、学外からの72名の参加者を含む171名の出席者があり、地域社会への情報発信に成果をあげた。

女性教職員および女子学生の支援

女性研究者が能力を發揮できる環境を整えるため、女性研究者の包括的支援を目的とした女性研究者支援センターが、平成18年9月に設立され、そこを拠点として「交流・啓発・広報」、「相談・助言」、「育児・介護支援」、「柔軟な就労形態による支援」事業をしてきた。

京都府・京都市・関連NPO法人と連携しつつ育児と研究の両立支援や相談事業などのプログラムを始め、今後の方向性を議論する設立記念シンポジウムを開催し、100名以上の参加者があるなど大きな反響があった。

さらに、平成19年2月に医学部附属病院に「病児保育室」を開室し、実質的な活動を始めた。（2～3月の登録者50名）。この保育室は、京都大学の女性教職員や女子学生の子供が病中・病後のために幼稚園・保育園・学校へ登園・登校できない場合に、親が研究、学業仕事を休むことなく子供の保育をすることができる環境を提供する施設である。

外部資金獲得増へ向けた支援体制の充実

京都大学においては、研究担当理事の補佐機関として、研究戦略タスクフォース及び研究戦略室が設置されており、それらを中心に、研究戦略の企画や研究活動の全学的推進に関し支援活動を展開してきた。

研究企画支援室では、京都大学の学術研究活動の状況等の調査・分析、科学技術関係予算等の外部資金に関する情報収集とその分析、研究推進に関する様々な支援策を作成するなどの支援を行った。その結果、外部資金の受入れは漸増している。平成16年度～19年度における受入れ状況は、次のとおりである。

外部資金受入状況	(単位:千円)			
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
民間との共同研究	1,726,933	2,174,118	2,987,601	3,469,663
受託研究	8,140,972	9,282,207	11,795,015	10,902,267
奨学寄附金	3,762,697	7,461,240	3,500,305	4,927,861

【平成19事業年度】

環境計画の策定及び環境賦課金制度の創設

京都大学では、環境配慮活動における課題と取組を示した「京都大学環境計画」を定めるとともに、省エネルギー及び温室効果ガス削減を目的とした「京都大学環境賦課金」制度を創設した。

環境計画は、本学の環境配慮活動における優先的な課題を五つの柱として掲げ、その達成を目指す具体的な取り組みを定めたものであり、その実現のため、環境マネジメントシステムの全学的な確立を図るものである。また環境賦課金制度は、電力やガス等の使用量に応じて部局より賦課金を徴収し、全学からの予算措置と合わせ、省エネルギー機器導入等の財源とし、これによる温室効果ガスの排出削減を目標にしている。

### 京都大学におけるレジ袋削減の取組み

約3万人の構成員を抱える京都大学では、学内購買部において、年間約100万枚のレジ袋が使用されている。2007年度の環境目標として、「枯渇性資源由来廃棄物（レジ袋）の発生抑制策を講じる」ことをあげた。京大生協の購買では、11月より、「必要との申し出があった方のみに渡す非有料化方式」（レジでの袋詰めを廃止し、入用の人のみに渡す）によって削減を目指し、使用率（使用枚数÷利用者）を10月の30%から、11月には15%へと下げ、使用率を半減させるという成果を上げたが、目標の10%には届かず、今後、取組みを強化する予定となっている。

ローソンNLS京都大学店（吉田キャンパス内）では、京大生協の取組みを参考に、「有料化しない」方式で1月4日より削減を目指すことを決め、自分のバッグの携帯を促進するため事前にケータイバッグの無料配布を実施したほか、1月4日よりケータイバッグ「コンビニecoバッグ」の販売も行っている。

### 京都大学化学物質管理システム（KUCRS）

平成17年3月に、毒物・劇物等化学物質を取り扱う部局等に設置した端末からデータ入力し登録・管理を行う化学物質管理システム（KUCRS）を導入し、また、不用薬品についても同システムに登録・管理することとしてシステムの強化・充実を図った。さらに、従前からの京都大学毒物及び劇物管理規程の内容を包含する「京都大学化学物質管理規程」を整備し、化学物質管理システムを利用した管理体制を明文化するとともに、毒劇法のみならずPRTTR法（化学物質排出把握管理促進法）、労働安全衛生法や高圧ガス保安法等幅広い関係法令の規制に適合する化学物質の総合的管理体制を構築した。環境安全保健機構において、平成19年度に化学物質管理システム（KUCRS）に毒物・劇物、高圧ガスの集計機能を追加し、システムの充実を図った。また、同システムの全学への普及を推進した結果、726研究室が導入し、システムの稼働率は84%となった。

## 2. 共通事項に係る取組状況 【平成16～18事業年度】

### 施設マネジメント等が適切に行われているか。

#### 施設マネジメント実施体制及び活動状況

施設マネジメントを実施するため平成16年4月に設置された施設整備委員会において、建築物その他の施設の環境整備の方針等について全学的な検討を行い、また、同委員会のもとに、各キャンパスと歴史的建築物及び町家キャンパスについての専門委員会が設置され、具体的な検討・調査を行う体制となっている。同委員会では、概算要求事業の選定の他に、新キャンパス（桂キャンパス）整備に伴う吉田キャンパス本部構内の再配置計画の見直しや、耐震化推進等に取り組んできている。また、担当理事が、既存施設の利用状況や問題点の把握について、現地で直接使用者から意見を聞き試みを続けている。

### キャンパスマスタープラン等の策定状況

全学委員会にて「吉田キャンパス施設長期計画に関するガイドライン」（平成5年3月）を策定し、本ガイドラインをもとに整備を進めている。また全学委員会にて「京都大学キャンパス構想」（平成11年9月）を策定し、新キャンパス（桂キャンパス）の必要性を明確にし、本構想に基づき整備を進めている。

なお本構想では、新キャンパスの整備により空きスペースとなる吉田キャンパス本部構内の再配置計画についても方針が示されており、これに基づき吉田キャンパス本部構内の再配置を進めている。

### 施設・設備の有効活用の取組状況

- 「京都大学施設の再配置・有効利用に関する基本方針」（平成12年6月制定）に則して施設ごとに共通スペースを確保するとともに、全学委員会を設置して既存施設の有効活用を図っている。例えば、吉田キャンパス本部構内の再配置計画の実施整備に伴い、施設整備委員会の下に設置している吉田キャンパス整備専門委員会にて、既存施設のスペースマネジメントにより既存の工学部5号館等に全学共用スペースを確保するとともに、アジア・アフリカ地域研究研究科の実験スペース等を確保した。

- 教育研究活動を行う施設や用地が狭隘になってきているため、宿舍を転用し乳児保育施設を持つ「女性研究者支援センター」や京都大学の附置研究所・センターの連携拠点「吉田泉殿」として開設し利用している。また、霊長類研究所の犬山職員宿舎を改修し、外国人研究者・学生の宿泊施設として利用している。

- 財務委員会のもとに設置された設備整備ワーキンググループにおいて、「京都大学における設備整備計画（マスタープラン）」を策定し、設備の有効利用方策や設備維持管理等経費の措置の考え方が検討され、平成18年度においては、法人化前に設置した10年経過の設備に関する措置を定め、新たな設備維持管理費の配分ルールを示した。

また、実験機器やパソコン等の有効利用を図るため、全教職員が閲覧可能なホームページ上で供用公募（当該部局で利用予定のない機器について、他部局で利用希望者がいないか照会し、意思確認を行うこと）を行った。

### 施設維持管理の計画的実施状況（施設維持管理計画等の策定状況）

- 屋外の安全・防犯対策として外灯の設置状況について点検・評価を実施し、外灯整備計画を立案し、必要な予算確保に努め継続的な改善を実施した。
- 吉田キャンパスの屋外雨水排水路の調査を実施し、判明した不具合部を改善するため必要な予算確保に努め継続的な改善を実施した。
- 吉田キャンパスの2次変電所設備の点検を計画に基づき実施し、不具合部を管理部局に連絡し改善を図った。

**省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況**

- ・ 吉田及び宇治キャンパスが省エネルギー法による管理指定工場に指定されたことに伴い、「京都大学エネルギー管理標準」を制定し、省エネルギー法による削減目標を達成できるようエネルギー管理主任者による会議を定期的開催し省エネルギーを推進した。
- ・ 医学部附属病院の空調熱源機器などの運用改善型ESCO事業の導入、学術情報メディアセンターの大型計算機の効率化運転改善による省エネルギー対策、附属図書館の照明設備にインバータを取り入れた省エネルギー対策及び総合体育館の学生用シャワーの熱源に深夜電力による自然冷媒式給湯器を採用した省エネルギー対策を実施し、前年度比3～17%のエネルギーを削減した。
- ・ 京都大学の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的としたエネルギーマネジメント委員会を立ち上げ、「京都大学省エネルギー推進方針」を策定し、エネルギー・温室効果ガスを原単位ベースで毎年1%削減する目標を設定し全学に周知した。

**危機管理への対応策が適切にとられているか。**

**災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定を含む全学的・総合的な危機管理の態勢の整備状況**

放射性同位元素等のように法令で取扱方法が定められている許認可事項については、既にその定め等に基づいた安全管理体制が構築されており、マニュアル等も整備されている。また、学生部作成の危機対応計画や施設・環境部安全衛生管理指針(標準)を作成し、本学における一般的な危機対応や安全管理に対する基本的な考え方を示している。

**研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況**

- ・ 科学研究費補助金等の適正な執行管理が厳しく求められている中で、研究資金の適正執行をより徹底していくため、担当理事を座長とする「適正執行のための内部統制システム検討ワーキンググループ」を設置し、物品納品に対する検収の徹底のための改善措置及び教員発注の実施について検討を行い、納品確認のための検収センターを設置すると共に、教員の物品購入の利便性や会計処理の適正を期すための教員発注制度を実施した(平成18事業年度)。
- ・ 競争的資金等の執行及び管理については当該競争的資金等の交付機関からの特段の要請があった場合を除き本学の会計関係規程を適用することから、科学研究費補助金等競争的資金の使用ルール、Q & A等を定めている。また、平成18年9月4日付18文科科第420号による通知「研究費の不正な使用への対応について」に基づく『研究費の不正な使用に関する対策チーム検討結果』を研究・財務担当理事名で通知し周知徹底を行っている。さらに平成19年2月15日付18文科振第829号による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について」を研究・財務担当理事名で通知し、研究費の不正使用防止のための意識高揚を図った。

**従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。**

評価結果の法人内での共有や活用のための方策  
計画番号214、215参照

**年度評価での自己評価又は評価委員会の評価で「年度計画を十分には実施していない」とした事項に係る取組の改善状況**

【252】(16年度計画) 環境並びに安全衛生に関する手引書を作成・配付するとともに、年度ごとにその見直しを実施して内容の充実を図る。  
(17年度実施状況) 環境安全衛生委員会で環境並びに安全衛生に関する手引書として、平成18年3月に「京都大学安全衛生管理指針(標準)」を策定し、全学に配付した。さらに、事務担当用の手引書として「労働安全衛生担当事務手順書」を作成し、全学に配付した。

【255】(16年度計画) 学生のための「危機管理マニュアル」を作成し、全学に周知する。  
(17年度実施状況) 国際交流センターにおいて、海外留学をする学生を対象に講習会を開催し(平成17年7月、8月、平成18年3月の計3回、延べ16名参加)健康面、安全面、精神面及び加害者(犯罪者)という海外において遭遇しうる4つのリスクとそれに係る注意点について、周知を図った。また、平成16年度より策定準備を進めている学生のための「危機管理マニュアル」については、案を作成のうえ、委員会等において引き続き検討を行っている。なお、保健管理センターでは教職員、学生を対象に「海外旅行者の健康手帳」及び「STD(性感染症)とエイズについて」(いずれも京都市が作成)を配布するとともに、ホームページで最新情報を提供している。

【260】(16年度計画) 情報セキュリティに関する責任者とその権限の範囲を明確にし、全構成員に基本方針の内容を周知徹底するなど、十分な教育と啓発活動に努める。  
(17年度実施状況) 情報セキュリティに関する全学の講習会等以下のとおり実施し、啓発活動に努めた。  
・ 情報セキュリティ実施手順書作成のための講習会(平成17年7月、平成18年3月)  
・ 幹部職員(役員、部局長対象)向け情報セキュリティ説明会(平成17年12月)  
・ 新採用職員研修の中で情報セキュリティについて講義(平成17年4月、9月)  
・ SCSによる情報セキュリティセミナーの受信(平成17年8月)  
・ 職員向けの京都大学パソコン研修の中で情報セキュリティについて講義(平成18年1月、2月)  
また、昨年度取組が不十分であった学生に対する周知については、平成18年3月に、情報セキュリティに関するe-learningの導入を図った。ただし、導入までの間は、共通教育科目の情報系科目の中で情報セキュリティポリシーの情報を提供した。



【263】(17年度計画) 全学電子認証システムの調査報告書をもとに、学内情報基盤への接続に対する認証システムの具体化について検討する。  
 (18年度実施状況) 個人認証システム導入を全学的に検討するため平成18年3月に設置した「個人認証システム検討委員会」において、全学の認証統合に向け、教職員共通業務及び学生共通サービスの統合認証の具体化について検討を開始した。また、従来使用してきたグループウェアであるノーツドミノのユーザー以外の教員にもIDを発行し、グループウェア用システムの配下で、研究者総覧データベースや給与明細の閲覧が可能になった。

【264】(17年度計画) 大学全体としての情報セキュリティレベルの向上を図るため、各部署等における情報セキュリティの実施状況に関する監査体制を整備する。  
 (18年度実施状況) 部署管理担当者育成のため、全部局の情報セキュリティ関係者を対象に情報セキュリティ講習会を実施した。また、部署では管理担当者の適正配置のための検討を行った。  
 情報セキュリティポリシー実施手順の監査体制を整備し、2部署を対象に監査を実施した。その結果、いくつかの課題が指摘されたもののセキュリティ対策が全体的には円滑に推進されていることが確認された。

【279】(17年度計画) 学外の同窓会会員に対して、大学における教育研究の活動現況を定期的に周知するとともに、会員相互の親睦を図りつつ、連携協力・支援活動を推進する。  
 (18年度実施状況) 「京都大学同窓会」の設立を機に、本学のホームページに同窓会のページを設け、学部、地域同窓会合わせて28同窓会の情報を掲載し、各同窓会の紹介を行うとともに、全学同窓会の活動状況も掲載するようにした。また、本学の教育・研究・医療のトピックスやイベントなど多岐に渡る情報を、「京都大学メールマガジン」として配信を開始した(平成18年度:11回)。さらに、地域同窓会に対して積極的に協力・支援を行い、平成18年9月に愛媛同窓会が設立された。

【平成19事業年度】

施設マネジメント等が適切に行われているか。

施設マネジメント実施体制及び活動状況

施設マネジメントを実施するため平成16年4月に設置された施設整備委員会において、建築物その他の施設的环境整備の方針等について全学的な検討を行い、また、同委員会のもとに、各キャンパスと歴史的建築物及び町家キャンパスについての専門委員会を設置し、具体的な検討・調査を行う体制としている。同委員会では、概算要求事項の選定の他に、耐震化推進や病院構内マスタープランの策定等に取り組んでいる。また、担当理事が、既存施設の利用状況や問題点の把握について、現地で直接使用者から意見を聞く試みを続けている。

キャンパスマスタープラン等の策定状況

全学委員会にて「吉田キャンパス施設長期計画に関するガイドライン」(平成5年3月)を策定し、本ガイドラインをもとに整備を進めている。また全学委員会にて「京都大学キャンパス構想」(平成11年9月)を策定し、新キャンパス(桂キャンパス)の必要性を明確にし、本構想に基づき整備を進めている。また、長期的な視点に立った病院構内のキャンパス計画である「病院構内マスタープラン」を策定した。

施設・設備の有効活用の取組状況

「京都大学施設の再配置・有効利用に関する基本方針」(平成12年6月制定)に則して施設ごとに共通スペースを確保するとともに、全学委員会を設置して既存施設の有効活用を図っている。例えば、吉田キャンパス本部構内の再配置計画の実施整備に伴い、施設整備委員会の下に設置している吉田キャンパス整備専門委員会にて、既存施設のスペースマネジメントにより、既存の工学部9号館に全学共用スペースを創出し、平成20年度よりスペースチャージを課した全学共用のレンタルスペースとして運営を開始する予定である。

平成18事業年度までの取組みを引き続き実施するとともに、宇治職員宿舎の改修計画を策定した。世帯宿舎の耐震及び機能改修、独身宿舎を建替え混住化し、外国人研究者等へ開放するべく、設計に着手した。

実験機器やパソコン等については、有効利用を図るため、引き続き公募を行っており、平成19年度は5,084件の公募実績があった。

施設維持管理の計画的実施状況(施設維持管理計画等の策定状況)

屋外環境の点検・評価を実施し、「本部構内キャンパス環境美化提案書」を取りまとめ、予算確保のうえ、本部構内及び周辺道路の環境美化業務を開始した。また、吉田地区基幹インフラ設備の特高変電所、高圧送電ケーブル等の点検計画に基づき毎月の通常の点検に加えて、10月から12月に停電を伴う精密点検を実施し、受変電設備機器の安全性を確認した。

省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

エネルギー消費量、温室効果ガス(CO2)排出量を原単位ベースで毎年1%削減するための具体的な方策の一つとして「京都大学環境賦課金制度」を創設し、20年度から実施する体制を整備した。これにより賦課金負担による省エネルギーへのインセンティブの創出と、老朽設備を高効率機器に更新するなど省エネルギー対策に投資する財源を確保した。また、京都大学重点事業アクションプランによる高効率機器の更新工事を実施し、前年度比エネルギー量及びCO2排出量で原単位あたり0.4%が削減できる見込みである。



**危機管理への対応策が適切にとられているか。**

災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定等を含む全学的・総合的な危機管理の態勢の整備状況

本学として優先的な取り組みが必要な災害、事故等の危機に際し、全学的な立場から迅速な対応ができる体制を目指すため、総務担当の理事（リスク対応）のもとワーキンググループを設置し、平成19年6月に全学的なガイドラインとして災害等危機管理対応指針を定め、同指針をもとに各部局において災害等危機管理計画を定めた。

また、地震に特化した対策をさらに進めるため、専門家を交えた地震対策検討会を設置し、学生、教職員向けの地震対策パンフレット(吉田キャンパス2008年版)を作成し、学生、教職員に配布した。

**研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況**

平成19年2月15日付18文科振第829号による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」に基づき、「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程（平成19年10月29日達示62号）」を定め、競争的資金等を適正に運営・管理するための責任と権限を明確にするとともに競争的資金等の不正防止計画を策定・推進するための不正防止計画推進室を設置し、組織体制を整備した。

また、競争的資金等の不正な経理に対処するための通報窓口を設置し、併せて競争的資金等に係る使用ルール及び事務手続きについて機関内外から相談を受ける相談窓口を設置した。

**従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。**

評価結果の法人内での共有や活用の方策

計画番号214、215参照

【214】平成18事業年度の業務実績報告書およびその評価結果と機関別認証評価の自己評価書等について、また部局等で実施した自己点検・評価（文、理、生命、防災研、霊長研等）について、当該部局のホームページへの掲載等により学内外に公表した。聴取した意見等については、関係理事、委員会、事務局等へ報告し、今後の改善に向けた取組を促すとともに、継続的な評価活動の見直しのための検討材料としている。さらに業務実績報告書に対する評価結果のうち、特に改善等を要するものについて、関係理事等を中心として、改善を図った。

【215】各部局毎に、自己点検・評価、外部評価、授業評価等の結果を踏まえ、課題の抽出・分析、改善への取組に努めている。

また、評価結果を研究教育環境の整備に反映させるシステム等について検討している部局もある（エネ研、経済研）。なお、全学的には「平成18事業年度に係る業務の実績」についての評価により、「e-Learningシステムでの講習などへの利用が十分ではない」旨の指摘を受け、受講を促進するなどの改善を図った。また、機関別認証評価の結果については、その改善点等を点検・評価実行委員会等を通じて各部局へ周知し、改善への協力を求めた。

年度評価での自己評価又は評価委員会の評価で「年度計画を十分には実施していない」とした事項に係る取組の改善状況

【260】（18年度計画） 全構成員に基本方針を周知徹底するための情報セキュリティに関するe-learningシステムでの講習により、十分な教育と啓発活動に努める。

（19年度実施状況） 情報セキュリティに関する基本方針及び情報セキュリティポリシーの周知のため、新入生オリエンテーション及び新規採用職員実務研修（4/24～4/25、9/13～9/14）において講義を行った。

また、教職員に対し情報セキュリティ講習会（入門）及び部局の情報システムやネットワークの管理者を対象に情報セキュリティ対策強化のための講習会を行った。さらに、情報セキュリティ及び情報倫理学習用e-Learningシステムを用いて、教職員はノーツ・ドミノからアクセスを可能とし、学生、大学院生等についても受講出来るよう環境整備を行い、受講を促進した（6,906名受講 3月末現在）。